

## 電波法関係審査基準(平成13年総務省訓令第67号)新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>第2条 この審査基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 根本基準 <u>無線局(基幹放送局を除く。)</u>の開設の根本的基準(昭和25年電波監理委員会規則第12号)をいう。</p> <p>(6) 放送局根本基準 <u>基幹放送局の開設の根本的基準</u>(昭和25年電波監理委員会規則第21号)をいう。</p> <p>(7)～(12) (略)</p> <p>(13) 表現の自由享有基準 <u>基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令(平成23年総務省令第82号)</u>をいう。</p> <p>(14) 認定放送持株会社の子会社に関する特例 <u>基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令(平成23年総務省令第83号)</u>をいう。</p> <p>(15)～(18) (略)</p> <p>(無線局の免許及び再免許並びに予備免許)</p> <p>第3条 法第6条第1項又は第2項の申請書並びにそれに添付される免許規則に定める無線局事項書及び工事設計書を受理したときは、法第7条第1項又は第2項の規定に基づき、その申請が次の各号に適合しているかどうかを審査し、適合していると認められるときは、予備免許若しくは免許又は再免許を与える。ただし、電気通信業務用無線局又は<u>基幹放送をする無線局</u>に割り当てることができる周波数が不足する場合には、それぞれ、根本基準第9条又は放送局根本基準第10条の規定に基づき優先する無線局の申請者に予備免許又は再免許を与える。この場合において、一方の申請者が再免許の申請を行った者であるときは、他方の申請者は、当該再免許に係る無線局の免許の有効期間満了前3箇月以上6箇月を超えない期間に申請を</p>	<p>第2条 (同左)</p> <p>(1)～(4) (同左)</p> <p>(5) 根本基準 <u>無線局(放送局を除く。)</u>の開設の根本的基準(昭和25年電波監理委員会規則第12号)をいう。</p> <p>(6) 放送局根本基準 <u>放送局の開設の根本的基準</u>(昭和25年電波監理委員会規則第21号)をいう。</p> <p>(7)～(12) (同左)</p> <p>(13) 表現の自由享有基準 <u>放送局に係る表現の自由享有基準(平成20年総務省令第29号)</u>をいう。</p> <p>(14) 認定放送持株会社の子会社に関する特例 <u>放送局に係る表現の自由享有基準の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令(平成20年総務省令第30号)</u>をいう。</p> <p>(15)～(18) (同左)</p> <p>(無線局の免許及び再免許並びに予備免許)</p> <p>第3条 法第6条第1項又は第2項の申請書並びにそれに添付される免許規則に定める無線局事項書及び工事設計書を受理したときは、法第7条第1項又は第2項の規定に基づき、その申請が次の各号に適合しているかどうかを審査し、適合していると認められるときは、予備免許若しくは免許又は再免許を与える。ただし、電気通信業務用無線局又は<u>放送をする無線局</u>に割り当てることができる周波数が不足する場合には、それぞれ、根本基準第9条又は放送局根本基準第10条の規定に基づき優先する無線局の申請者に予備免許又は再免許を与える。この場合において、一方の申請者が再免許の申請を行った者であるときは、他方の申請者は、当該再免許に係る無線局の免許の有効期間満了前3箇月以上6箇月を超えない期間に申請</p>

行った者に限り、基幹放送をする無線局については、同条の規定に基づき優先する基幹放送をする無線局を審査する際、再免許に係る放送の継続の確保に配慮する。

(1) 工事設計書に記載された事項は、次のアからコまでに適合するものであること。

ア～オ (略)

カ 空中線系は、次の条件に適合するものであること。

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 基幹放送局の送信空中線の指向特性は、送信機出力の電力分配、空中線の諸元等を総合的に検討し、放送しようとする地区において必要な電界強度又は電力束密度を生じさせるのに妥当なものであり、かつ、その地区における主要な区域に対しては、有効な受信が確保されるよう考慮されているものであること。

(オ)～(ケ) (略)

キ・ク (略)

ケ 主調整装置が放送対象地域外に設置される基幹放送局の場合にあつては、当該装置に対する免許人の責務及び管理体制が明確であり、災害に関する放送を実施できる機能が十分確保されているものであること。

コ (略)

(2) 周波数の割当可能性は、次のアからエまでに適合するものであること。ただし、特定基地局にあつては、法第27条の13第4項に基づき指定された周波数の範囲内であり、他の無線局に混信を与えないものであること。これらの場合において、他の無線局の免許人等（法第6条第1項第9号に規定する免許人等をいう。以下同じ。）との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約が締結されているときは、その契約の内容を考慮すること。

ア (略)

イ 周波数の数は、基幹放送局を除き、当該申請者の開設する他の無線局の使用周波数、構成しようとする通信系統、必要と認められる通信量、当該無線局の

を行った者に限り、放送をする無線局については、同条の規定に基づき優先する放送をする無線局を審査する際、再免許に係る放送の継続の確保に配慮する。

(1) 工事設計書に記載された事項は、次のアからコまでに適合するものであること。

ア～オ (同左)

カ 空中線系は、次の条件に適合するものであること。

(ア)～(ウ) (同左)

(エ) 放送局の送信空中線の指向特性は、送信機出力の電力分配、空中線の諸元等を総合的に検討し、放送しようとする地区において必要な電界強度又は電力束密度を生じさせるのに妥当なものであり、かつ、その地区における主要な区域に対しては、有効な受信が確保されるよう考慮されているものであること。

(オ)～(ケ) (同左)

キ・ク (同左)

ケ 主調整装置が放送対象地域外に設置される放送局の場合にあつては、当該装置に対する免許人の責務及び管理体制が明確であり、災害に関する放送を実施できる機能が十分確保されているものであること。

コ (同左)

(2) (同左)

ア (同左)

イ 周波数の数は、放送局を除き、当該申請者の開設する他の無線局の使用周波数、構成しようとする通信系統、必要と認められる通信量、当該無線局の地理

地理的条件等からみて、当該無線局の目的を達成するため必要最小限のものであること。

ウ 基幹放送局の周波数については、基幹放送用周波数使用計画（昭和63年郵政省告示第661号）に基づき割当てが可能であること。

エ・オ （略）

(3) 無線局事項書に記載された事項は、次のアからクまでに適合するものであること。

ア～ウ （略）

エ 無線設備の工事落成の予定期日は、原則として予備免許の日から6か月以内であること。ただし、基幹放送局の無線設備の工事落成の予定期日は、原則として予備免許の日から1年以内であること。

オ （略）

カ 無線設備の設置場所は、次の条件に適合するものであること。

(ア)～(カ) （略）

(キ) 基幹放送局の送信空中線の位置は、山、高層建築物等により、放送の受信者側にゴーストあるいはマルチパスを生ずるおそれが極力ない場所であること。

キ （略）

[削除]

ク 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備は以下を満たすものであること。

(ア) 特定地上基幹放送局の場合

A 放送法（昭和25年法律第132号）第111条第2項第1号及び第121条第2項第1号の規定による設備の損壊又は故障に対する措置については、放送法関係審査基準（平成23年総務省訓令第●号）別添1に掲げ

る地理的条件等からみて、当該無線局の目的を達成するため必要最小限のものであること。

ウ 放送局の周波数については、放送用周波数使用計画に基づき割当てが可能であること。

エ・オ （同左）

(3) （同左）

ア～ウ （同左）

エ 無線設備の工事落成の予定期日は、原則として予備免許の日から6か月以内であること。ただし、放送局の無線設備の工事落成の予定期日は、原則として予備免許の日から1年以内であること。

オ （同左）

カ （同左）

(ア)～(カ) （同左）

(キ) 放送局の送信空中線の位置は、山、高層建築物等により、放送の受信者側にゴーストあるいはマルチパスを生ずるおそれが極力ない場所であること。

キ （同左）

ク テレビジョン放送局（総合放送を行うものに限る。）は、教養番組及び教育番組並びに報道番組及び娯楽番組を設け、一週間の放送番組中、教育番組10%以上、教養番組20%以上を確保し、放送番組の相互の間の調和を図ること。

る対策が講じられていること。

B 放送法第111条第2項第2号及び第121条第2項第2号の規定による基幹放送の品質に対する措置は、放送法関係審査基準別添2に掲げる送信の標準方式に適合するものであること。

(イ) 特定地上基幹放送局以外の基幹放送局の場合

A 放送法第121条第2項第1号の規定による設備の損壊又は故障に対する措置については、放送法関係審査基準別添1に掲げる対策が講じられていること。

B 放送法第121条第2項第2号の規定による基幹放送の品質に対する措置は、放送法関係審査基準別添2に掲げる送信の標準方式に適合するものであること。

(4)～(7) (略)

(8) 基幹放送局の業務を維持するに足りる経理的基礎は、次のア及びイに適合するものであること。

ア 法第6条第2項第3号に規定する無線設備の工事費については、当該基幹放送局を開設するために必要とする適正な工事費として計上されていること。

また、無線設備の工事費の支弁方法並びに無線局の運用費及びその支弁方法については、事業計画の該当事項及び事業収支見積りの中において適正に計上されていること。

イ 法第6条第2項第4号に規定する事業計画及び事業収支見積りについては、その記載内容が当該地区における諸般の状況等から判断して、客観的に適切な内容のものであり、希望する免許の有効期間において確実にその事業の計画を実施することができるものであること。

(9) 基幹放送局の業務を維持するに足りる技術的能力は、次のア及びイに適合するものであること。

ア 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備を、放送法第121条第1項（特定地上基幹放送局を用いて行う地上基幹放送にあつては、同法第111条第1

(4)～(7) (同左)

(8) 放送局の業務を維持するに足りる財政的基礎は、次のア及びイに適合するものであること。

ア 法第6条第2項第2号に規定する無線設備の工事費については、当該放送局を開設するために必要とする適正な工事費として計上されていること。

また、無線設備の工事費の支弁方法並びに無線局の運用費及びその支弁方法については、事業計画の該当事項及び事業収支見積りの中において適正に計上されていること。

イ 法第6条第2項第3号に規定する事業計画及び事業収支見積りについては、その記載内容が当該地区における諸般の状況等から判断して、客観的に適切な内容のものであり、確実にその事業の計画を実施することができるものであること。

[新規]

項及び第121条第1項)の技術基準に適合するように維持するための運用・保守等(以下「設備維持業務」という。)の業務を確実に実施するため、適正に要員を配置することや緊急時の連絡体制が整備されていること。

イ 設備維持業務に従事する者が業務を確実に実施することができる実務経験等の能力を有していること。

(10) 特定地上基幹放送局の申請である場合、次のア及びイによること。

ア 放送法第93条第1項第4号の掲げる要件に該当することの審査は、表現の自由享有基準、認定放送持株会社の子会社に関する特例及び放送法関係審査基準第2章によること。

イ 基幹放送普及計画に適合することその他放送の普及及び健全な発達のために適切であることの審査は、放送法関係審査基準第2章によること。

[削除]

[削除]

[削除]

[新規]

(9) 表現の自由享有基準第5条及び第13条第2項並びに認定放送持株会社の子会社に関する特例第5条第1項及び第10条第2項において、次に掲げる地域は隣接する放送対象地域として扱う。

北海道と青森県、千葉県と神奈川県、広島県と愛媛県、福岡県と山口県、兵庫県と徳島県、長崎県と熊本県、鹿児島県と沖縄県

(10) 表現の自由享有基準第10条の規定により、表現の自由享有基準第2条第1項第3号に掲げる者となる一般放送事業者は、表現の自由享有基準第10条の規定により、表現の自由享有基準第2条第1項第3号に掲げる者となった後の最初の再免許の時以後、表現の自由享有基準第10条の規定によらなくても、業務の継続が可能な程度に財政状態が改善されるものと総務大臣が判断する再免許の時までの間、免許の有効期間について1年間の期限を付すものとする。

(11) 表現の自由享有基準第13条第1項若しくは第2項又は認定放送持株会社の子会社に関する特例第10条第1項若しくは第2項の規定に基づき、一の者が法人又は団体の議決権の10分の1を超えるか若しくは5分の1以上又は3分の1以上の議決権を有しているか否かの判定は、一の者の名義に係る議決権のほか、次のアからウまでに掲げる場合にあつては、当該アからウまでに定めるところにより、これらの議決権を合算して行うものとする。

ア 一の者が自己の計算により議決権を有する場合、その議決権に係る株式の所有者の名義が異なっても、その議決権は、当該一の者の有する議決権とするものとする。また、一の者が、未公開株式（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の1第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）に係る議決権の行使について、信託契約に基づき指図を行うことができる権限を有する場合等、信託の受託者が当該一の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる場合においては、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなす。

イ 一の者が議決権の2分の1を超える議決権を有する法人又は団体が、放送局を開設しようとする者の議決権を有する場合、その議決権は、当該一の者の有する議決権とみなす。ただし、一般社団法人等（一般社団法人、一般財団法人、私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人、宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人及び特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）が放送局を開設しようとする者の議決権を有する場合にあっては、一の者の役員が当該一般社団法人等の過半数の理事又は責任役員（以下「理事等」という。）を兼ねているときに、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなす。

ウ イの本文の規定は、放送局を開設しようとする者の議決権を有する法人又は団体と一の者との間にこれらの者と議決権の保有を通じた関係にある一又は二以上の法人又は団体（以下「関連法人等」という。）が介在している場合（関連法人等及び当該法人又は団体がそれぞれその議決権の2分の1を超える議決権を当該一の者又は他の関連法人等（その議決権の2分の1を超える議決権が当該一の者又は他の関連法人等によって保有されているものに限る。）によって保有されている場合に限る。）に準用する。

(12) 表現の自由享有基準第13条第2項又は認定放送持株会社の子会社に関する

[削除]

- 11) 法第6条第7項第3号に定める電気通信業務を行うことを目的として開設する人工衛星局の免許又は再免許の申請について、同項の規定に基づき公示する申請期間内又は再免許に係る本条本文ただし書きに規定する申請期間内に提出された申請は、前後なく受け付けたものとして同等に扱い、また、「電気通信業務用無線局に割り当てることができる周波数が不足する場合」に該当する場合には、別添5の比較審査基準により比較審査を行う。
- 12) 法第6条第7項第4号に定める基幹放送局（地上基幹放送に係るものであって、施行規則第6条の4各号に規定するものを除く。）の免許又は再免許の申請について、本条本文ただし書きに規定する「基幹放送をする無線局に割り当てることができる周波数が不足する場合」に該当する場合には、放送局根本基準第10条の規定に基づき別添6の比較審査基準により比較審査を行う。
- 13) 自営通信の分野において異免許人間通信又は異名義人間の有・無線接続通信を行う場合の基準は別添7のとおりとする。

(工事設計及び無線局の目的等の変更の許可)

第7条 法第9条第1項又は第4項の規定による工事設計の変更又は無線局の目的、通信の相手方、通信事項、放送事項、放送区域若しくは無線設備の設置場所の変更の申

特例第10条第2項に規定する隣接して連続する放送対象地域の数の計算については、圏域放送を行う放送局に係る放送対象地域を1地域、中京広域圏を放送対象地域とする放送局に係る放送対象地域を3地域、近畿広域圏を放送対象地域とする放送局に係る放送対象地域を6地域とする。

この場合、表現の自由享有基準第5条又は認定放送持株会社の子会社に関する特例第5条第1項の規定による関係にある一般放送事業者に係る放送対象地域（以下「特定地域」という。）に隣接する放送対象地域に開設される放送局に係る申請者が当該特定地域を含めた放送対象地域において表現の自由享有基準第13条第2項又は認定放送持株会社の子会社に関する特例第10条第2項の規定により一般放送事業者と議決権の保有関係を持つ場合には、当該特定地域に含まれる放送対象地域の数を合算して、計算するものとする。

- 13) 法第6条第7項第3号に定める電気通信業務を行うことを目的として開設する人工衛星局の免許又は再免許の申請について、同項の規定に基づき公示する申請期間内又は再免許に係る本条本文ただし書きに規定する申請期間内に提出された申請は、前後なく受け付けたものとして同等に扱い、また、「電気通信業務用無線局に割り当てることができる周波数が不足する場合」に該当する場合には、別添5の比較審査基準により比較審査を行う。
- 14) 法第6条第7項に定める放送をする無線局（地上系によるものであって、施行規則第6条の4各号に規定するものを除く。）の免許又は再免許の申請について、本条本文ただし書きに規定する「放送をする無線局に割り当てることができる周波数が不足する場合」に該当する場合には、放送局根本基準第10条の規定に基づき別添6の比較審査基準により比較審査を行う。
- 15) 自営通信の分野において異免許人間通信又は異名義人間の有・無線接続通信を行う場合の基準は別添7のとおりとする。

(工事設計及び通信事項等の変更の許可)

第7条 法第9条第1項又は第4項の規定による工事設計の変更又は通信の相手方、通信事項、放送事項、放送区域若しくは無線設備の設置場所の変更の申請書を受理

請書を受理したときは、第3条から第5条までの規定を準用して審査するとともに、当該変更が無線局の同一性を存続させるものであるかどうかを審査し、適合していると認めるときは、許可する。ただし、法第6条第7項に規定する無線局の目的の変更にあつては、当該変更を許可することが比較審査の公平性を損なうこととなるような場合はこの限りでない。

## 第8条 削除

### (無線設備の変更の工事等の許可)

第9条 法第17条第1項の規定による無線局の目的、通信の相手方、通信事項、放送事項、放送区域若しくは無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事の申請書を受理したときは、第3条から第5条までの規定を準用して審査するとともに、当該変更が無線局の同一性を存続させるものであるかどうかを審査し、適合していると認めるときは、許可する。ただし、法第6条第7項に規定する無線局の目的の変更にあつては、当該変更を許可することが比較審査の公平性を損なうこととなるような場合は、この限りでない。

### (無線設備の変更の工事等の許可)

第15条 法第27条の8第1項の規定による無線局の目的又は通信の相手方の変更

したときは、第3条から第5条までの規定を準用して審査するとともに、無線局の無線設備の設置場所又は移動範囲の変更が、無線局の目的等からみて無線局の同一性を存続させるものであるかどうかを審査し、適合していると認めるときは、許可する。

### (無線局の目的変更の許可)

第8条 法第16条の2の規定による無線局の目的の変更の申請書を受理したときは、第3条から第5条までの規定を準用して審査するとともに、次の各号に適合しているかどうかを審査し、適合していると認めるときは、許可する。

- (1) 電気通信事業者が電気通信業務の一部の委託契約（当該委託を受けた者が自己又は第三者の設置する電気通信回線設備を用いてその委託された業務を行うものに限る。）を当該免許人との間で締結する意思を有すること。
- (2) 当該免許人が無線局の目的変更に伴う通信の相手方又は通信事項の変更申請を併せて行っていること。

### (無線設備の変更の工事等の許可)

第9条 法第17条第1項の規定による通信の相手方、通信事項、放送事項、放送区域若しくは無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事の申請書を受理したときは、第3条から第5条までの規定を準用して審査し、適合していると認めるときは、許可する。

### (無線設備の変更の工事等の許可)

第15条



の申請書を受理したときは、第3条から第5条までの規定を準用して審査するとともに、当該変更が無線局の同一性を存続させるものであるかどうかを審査し、適合していると認めるときは、許可する。ただし、法第6条第7項に規定する無線局の目的の変更にあつては、当該変更を許可することが比較審査の公平性を損なうこととなるような場合は、この限りでない。

2 法第27条の8第1項の規定による免許申請の際に提出した工事設計と異なる工事設計に基づく無線設備を無線通信の用に供するための許可申請書を受理したときは、当該無線設備の規格が現に免許を受けている特定無線局の無線設備の規格と同一であつて、かつ、適合表示無線設備と認めるときは、許可する。

#### 別添6（第3条関係）

地上系による基幹放送局に係る比較審査基準

1 事業計画の実施の確実性（放送局根本基準第3条第1項第1号関係）

(1) 事業計画に記載された計画を確実に実施するための資金計画等経理的基礎が、より確実であること。

(2)・(3) (略)

2 (略)

3 視聴覚障害者への配慮（放送法関係審査基準別紙1の5関係）

テレビジョン放送の申請については、字幕放送、解説放送等の視聴覚障害者に配慮した放送番組が、より多く設けられていること。

4 災害放送への対応（基幹放送普及計画第2の1(3)、第3条(1)オ(7)関係）

災害放送の実施が求められる自然災害発生時に備え、置局が必要とされる中継局にできる限り予備電源装置を有していること。

5 (略)

6 上記1～5を基準に比較審査を行う際の評価項目及び評価点は次の表のとおりと

法第27条の8の規定による免許申請の際に提出した工事設計と異なる工事設計に基づく無線設備を無線通信の用に供するための許可申請書を受理したときは、当該無線設備の規格が現に免許を受けている特定無線局の無線設備の規格と同一であつて、かつ、適合表示無線設備と認めるときは、許可する。

#### 別添6（第3条関係）

地上系による放送局に係る比較審査基準

1 (同左)

(1) 事業計画に記載された計画を確実に実施するための資金計画等財政的基礎が、より確実であること。

(2) (同左)

2 (同左)

3 視聴覚障害者への配慮（放送局根本基準第3条第1項第4号(9)関係）

(同左)

4 災害放送への対応（放送局根本基準第3条第1項第4号(19)、当該審査基準第3条(1)オ(7)関係）

(同左)

5 (同左)

6 (同左)

する。なお、評価点の合計点が同点である場合には、放送の継続の確保の観点から、再免許の申請を優先する。

表 比較審査を行う評価項目及び評価点

比較審査基準		評価基準	評価点
1 事業計画の確実性(16点)	(1) 事業計画に記載された計画を確実に実施するための資金計画等経理的基礎が、より確実であること。(10点)	現有資本又は事業全体の収支により対応する。	10
		確実な増資により対応する。	8
		確実な借入金により対応する。	6
		おおむね確実な借入金により対応する。	4
		不確実要素のある手段(申請者が放送事業とは別に新規に開始する事業の収入等)で対応する。	2
(2) (略)	(略)	(略)	
(3) (略)	(略)	(略)	
2 (略)	(略)	(略)	
3 視聴覚障害者への配慮 テレビジョン放送の申請については、字幕放送、解説放送等の視聴覚障害者に配慮した放送番組をできる限り多く設けていること。(3点)	※「字幕付与可能な放送番組」とは、次に掲げる放送番組を除く <u>全ての</u> 放送番組 ①技術的に字幕を付すことができない番組(例:現在のところ、複数人が同時に会話を行う生放送番組)、②外国語の番組、③大部分が器楽演奏の音楽番組、④権	字幕付与可能な放送番組のうち、字幕付与率が1週間の放送時間中50%以上であり、かつ、解説放送を実施する。	3
		字幕付与可能な放送番組のうち、字幕付与率が1週間の放送時間中50%以上であるが、解説放送を実施しない。 字幕付与可能な放送番組のうち、字幕付与	2

表 比較審査を行う評価項目及び評価点

比較審査基準		評価基準	評価点
1 (同左)	(1) 事業計画に記載された計画を確実に実施するための資金計画等財政的基礎が、より確実であること。(10点)	(同左)	(同左)
		(同左)	(同左)
		(同左)	(同左)
2 (同左)	(2) (同左)	(同左)	(同左)
		(同左)	(同左)
		(同左)	(同左)
3 視聴覚障害者への配慮 テレビジョン放送の申請については、字幕放送、解説放送等の視聴覚障害者に配慮した放送番組をできる限り多く設けていること。(3点)	※「字幕付与可能な放送番組」とは、次に掲げる放送番組を除く <u>すべての</u> 放送番組 ①技術的に字幕を付すことができない番組(例:現在のところ、複数人が同時に会話を行う生放送番組)、②外国語の番組、③大部分が器楽演奏の音楽番組、④権	(同左)	(同左)
		(同左)	(同左)

利処理上の理由等により字幕を付すことができない番組	率が1週間の放送時間中30%以上50%未満	
	字幕付与可能な放送番組のうち、字幕付与率が1週間の放送時間中30%未満	1
4 災害放送への対応 災害放送の実施が求められる自然災害発生時に備え、置局が必要とされる中継局にできる限り予備電源装置を有していること。(3点)  ※中継局は、基幹放送用周波数使用計画に告示された周波数を使用する <u>基幹放送局</u> をいう。	中継局のうち90%以上について、予備電源装置を有する。	3
	中継局のうち80%以上90%未満について、予備電源装置を有する。	2
	中継局のうち80%未満について、予備電源装置を有する。	1
5 (略)	(略)	(略)

別添7・8 (略)

別表1 (第3条関係)

1 周波数の割当てが可能な無線局の目的又は用途の一覧

無線局の目的	用途等
<u>電気通信業務用</u>	<u>電気通信業務用</u>
<u>電気通信業務用(一般放送用のフィーダリンクを含む。)</u>	<u>携帯無線通信用</u>
	<u>PHS用</u>
	<u>航空機無線電話通信用</u>
	<u>空港無線通信用</u>
	<u>航空無線データ通信用</u>
	<u>国際公衆通信用</u>
	<u>電気通信事業運営用</u>
	<u>電気通信業務・電気通信事業運営用</u>

利処理上の理由等により字幕を付すことができない番組		
	(同左)	(同左)
4 災害放送への対応 災害放送の実施が求められる自然災害発生時に備え、置局が必要とされる中継局にできる限り予備電源装置を有していること。(3点)  ※中継局は、 <u>放送用周波数使用計画</u> に告示された周波数を使用する <u>放送局</u> をいう。	(同左)	(同左)
	(同左)	(同左)
	(同左)。	(同左)
5 (同左)	(同左)	(同左)

別添7・8 (同左)

別表1 (第3条関係)

1 (同左)

無線局の目的	用途等
<u>電気通信業務用</u>	<u>電気通信業務用</u>
	<u>携帯無線通信用</u>
	<u>PHS用</u>
	<u>航空機無線電話通信用</u>
	<u>空港無線通信用</u>
	<u>航空無線データ通信用</u>
	<u>国際公衆通信用</u>
	<u>電気通信事業運営用</u>
	<u>電気通信業務・電気通信事業運営用</u>

<u>電気通信業務用（一般放送利用を含む。）</u>	<u>電気通信業務用</u> <u>携帯無線通信用</u> <u>PHS用</u> <u>航空機無線電話通信用</u> <u>空港無線通信用</u> <u>航空無線データ通信用</u> <u>国際公衆通信用</u> <u>電気通信事業運信用</u> <u>電気通信業務・電気通信事業運信用</u> <u>一般放送</u>
(略)	(略)
<u>中波放送</u> <u>中波放送（受信障害対策中継放送）</u>	<u>中波放送</u>
(略)	(略)
<u>超短波放送</u> <u>超短波放送（外国語放送）</u> <u>超短波放送（デジタル放送）</u> <u>超短波放送（デジタル放送・有料放送を含む。）</u>  <u>超短波放送（コミュニティ放送）</u> <u>超短波放送（臨時目的放送）</u> <u>超短波放送（受信障害対策中継放送）</u>	<u>超短波放送</u>
<u>超短波文字多重放送</u> <u>超短波文字多重放送（外国語放送）</u> <u>超短波文字多重放送（有料放送を含む。）</u> <u>超短波文字多重放送（外国語放送・有料放送を含む。）</u>	<u>超短波文字多重放送</u>

[新規]	
(同左)	(同左)
<u>中波放送</u>	<u>中波放送</u>
(同左)	(同左)
<u>超短波放送</u> <u>超短波放送（外国語放送）</u> <u>超短波放送（デジタル放送）</u> <u>超短波放送（デジタル放送・有料放送を含む。）</u> <u>超短波放送（デジタル放送・受託国内放送）</u> <u>超短波放送（デジタル放送・有料放送を含む・衛星補助放送）</u> <u>超短波放送（コミュニティ放送）</u> <u>超短波放送（臨時目的放送）</u>	<u>超短波放送</u>
<u>超短波文字多重放送</u> <u>超短波文字多重放送（外国語放送）</u> <u>超短波文字多重放送（有料放送を含む。）</u> <u>超短波文字多重放送（外国語放送・有料放送を含む。）</u>	<u>超短波文字多重放送</u>

<u>超短波文字多重放送（コミュニティ放送）</u> <u>超短波文字多重放送（コミュニティ放送・有料放送を含む）</u> <u>超短波文字多重放送（臨時目的放送）</u> <u>超短波文字多重放送（臨時目的放送・有料放送を含む。）</u> <u>超短波文字多重放送（受信障害対策中継放送）</u>	
（略）	（略）
<u>標準テレビジョン放送</u>  <u>標準テレビジョン放送（有料放送を含む。）</u> <u>標準テレビジョン放送（デジタル放送）</u>  <u>標準テレビジョン放送（受信障害対策中継放送）</u>	<u>標準テレビジョン放送</u>
<u>標準テレビジョン音声多重放送</u>  <u>標準テレビジョン音声多重放送（有料放送を含む。）</u> <u>標準テレビジョン音声多重放送（受信障害対策中継放送）</u>	<u>標準テレビジョン音声多重放送</u>
<u>標準テレビジョン文字多重放送</u>  <u>標準テレビジョン文字多重放送（有料放送を含む。）</u> <u>標準テレビジョン文字多重放送（受信障害対策中継放送）</u>	<u>標準テレビジョン文字多重放送</u>

<u>超短波文字多重放送（コミュニティ放送）</u> <u>超短波文字多重放送（コミュニティ放送・有料放送を含む）</u> <u>超短波文字多重放送（臨時目的放送）</u> <u>超短波文字多重放送（臨時目的放送・有料放送を含む。）</u>	
（同左）	（同左）
<u>標準テレビジョン放送</u> <u>標準テレビジョン放送（受託国内放送）</u> <u>標準テレビジョン放送（有料放送を含む。）</u> <u>標準テレビジョン放送（デジタル放送・受託国内放送）</u> <u>標準テレビジョン放送（受信障害対策中継放送）</u>	<u>標準テレビジョン放送</u>
<u>標準テレビジョン音声多重放送</u> <u>標準テレビジョン音声多重放送（受託国内放送）</u> <u>標準テレビジョン音声多重放送（有料放送を含む。）</u> <u>標準テレビジョン音声多重放送（受信障害対策中継放送）</u>	<u>標準テレビジョン音声多重放送</u>
<u>標準テレビジョン文字多重放送</u> <u>標準テレビジョン文字多重放送（受託国内放送）</u> <u>標準テレビジョン文字多重放送（有料放送を含む。）</u> <u>標準テレビジョン文字多重放送（受信障害対策中継放送）</u>	<u>標準テレビジョン文字多重放送</u>

<u>標準テレビジョン・データ多重放送</u>	<u>標準テレビジョンデータ多重放送</u>
<u>標準テレビジョン・データ多重放送（有料放送を含む。）</u> <u>標準テレビジョン・データ多重放送（受信障害対策中継放送）</u> <u>データ放送（デジタル放送）</u>	
（略）	（略）
<u>高精細度テレビジョン放送</u> <u>高精細度テレビジョン放送（デジタル放送）</u>	<u>高精細度テレビジョン放送</u> <u>高精細度テレビジョン音声多重放送</u> <u>高精細度テレビジョン文字多重放送</u> <u>高精細度テレビジョンデータ多重放送</u>
<u>高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送（デジタル放送）</u> <u>高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送（デジタル放送・受信障害対策中継放送）</u>	<u>高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送</u>
<u>一般放送</u>	<u>一般放送</u>
（略）	（略）
<u>放送事業用</u>	<u>放送事業用</u> <u>取材用</u> <u>番組中継用</u> <u>放送その他用</u> <u>基幹放送業務用</u>
（略）	（略）

<u>標準テレビジョン・データ多重放送</u> <u>標準テレビジョン・データ多重放送（受託国内放送）</u> <u>標準テレビジョン・データ多重放送（有料放送を含む。）</u> <u>標準テレビジョン・データ多重放送（受信障害対策中継放送）</u> <u>データ放送（デジタル放送・受託国内放送）</u>	<u>標準テレビジョンデータ多重放送</u>
（同左）	（同左）
<u>高精細度テレビジョン放送</u> <u>高精細度テレビジョン放送（デジタル放送・受託国内放送）</u>	<u>高精細度テレビジョン放送</u> <u>高精細度テレビジョン音声多重放送</u> <u>高精細度テレビジョン文字多重放送</u> <u>高精細度テレビジョンデータ多重放送</u>
<u>高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送（デジタル放送）</u> <u>高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送（デジタル放送・受信障害対策中継放送）</u>	<u>高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送</u>
[新規]	
（同左）	（同左）
<u>放送事業用</u>	<u>放送事業用</u> <u>取材用</u> <u>番組中継用</u> <u>放送その他用</u> <u>委託放送業務用</u>
（同左）	（同左）

改正案			現行		
別表2(第3条関係) 無線局の目的、通信事項、免許の主体及び開設の理由			別表2(第3条関係) 無線局の目的、通信事項、免許の主体及び開設の理由		
無線局の目的	通信事項(注1)	免許の主体及び開設の理由	無線局の目的	通信事項(注1)	免許の主体及び開設の理由
電気通信業務用	電気通信業務に関する事項 電気通信事業運営に関する事項 宇宙運用業務に関する事項 電報の託送に関する事項 航空機の運航管理又は運行管理の支援に関する事項	電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第6号に規定する電気通信業務を行う者が、電気通信役務の提供又は通信設備の建設保全等の業務の遂行上必要な無線通信を行うために開設するものであること。	電気通信業務用	電気通信業務に関する事項 電気通信事業運営に関する事項 宇宙運用業務に関する事項 電報の託送に関する事項 航空機の運航管理又は運行管理の支援に関する事項	電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第6号に規定する電気通信業務を行う者が、電気通信役務の提供又は通信設備の建設保全等の業務の遂行上必要な無線通信を行うために開設するものであること。
電気通信業務用(一般放送利用を含む。)	電気通信業務に関する事項 電気通信業務(一般放送利用を含む。)に関する事項 電気通信事業運営に関する事項 宇宙運用業務に関する事項 電報の託送に関する事項 航空機の運航管理又は運行管理の支援に関する事項	次のいずれかに該当するものであること。 1 電気通信事業法第2条第6号に規定する電気通信業務を行う者が、電気通信役務の提供又は通信設備の建設保全等の業務の遂行上必要な無線通信を行うために開設するものであること。 2 放送法第2条第3号の一般放送を行うため又は同号の一般放送の用に供するために開設するものであること。	[新規]		
電気通信業務用(一般放送用のファイダリンクを含む。)	電気通信業務に関する事項 電気通信業務(一般放送利用を含む。)に関する事項 電気通信事業運営に関する事項	次のいずれかに該当するものであること。 1 電気通信事業法第2条第6号に規定する電気通	[新規]		

	項 宇宙運用業務に関する事項 電報の託送に関する事項 航空機の運航管理又は運行管理の支援に関する事項	信業務を行う者が、電気通信役務の提供又は通信設備の建設保全等の業務の遂行上必要な無線通信を行うために開設するものであること。 2 放送法第2条第3号の一般放送用のフィーダリンクを行う地球局を開設するものであること。
(略)	(略)	(略)
中波放送		放送の公正かつ能率的な普及、その他公共の福祉の増進に寄与することを目的として中波放送を行う基幹放送局を開設するものであること。
中波放送（受信障害対策中継放送）		
短波放送		放送の公正かつ能率的な普及、その他公共の福祉の増進に寄与することを目的として短波放送を行う基幹放送局を開設するものであること。
短波放送（国際放送）		
短波放送（中継国際放送）		
超短波放送		放送の公正かつ能率的な普及、その他公共の福祉の増進に寄与することを目的として超短波放送（多重放送に係るものを含む）を行う基幹放送局を開設するものであること。
超短波放送（外国語放送）		
超短波放送（デジタル放送）		
超短波放送（デジタル放送・有料放送を含む。）		

(同左)	(同左)	(同左)
中波放送		放送の公正かつ能率的な普及、その他公共の福祉の増進に寄与することを目的として中波放送を行う放送局を開設するものであること。
[新規]		
短波放送		放送の公正かつ能率的な普及、その他公共の福祉の増進に寄与することを目的として短波放送を行う放送局を開設するものであること。
短波放送（国際放送）		
短波放送（中継国際放送）		
超短波放送		放送の公正かつ能率的な普及、その他公共の福祉の増進に寄与することを目的として超短波放送（多重放送に係るものを含む）を行う放送局を開設するものであること。
超短波放送（外国語放送）		
超短波放送（デジタル放送）		
超短波放送（デジタル放送・有料放送を含む。）		



[削除]
[削除]
<u>超短波文字多重放送</u>
<u>超短波文字多重放送（外国語放送）</u>
<u>超短波文字多重放送（有料放送を含む。）</u>
<u>超短波文字多重放送（外国語放送・有料放送を含む。）</u>
<u>超短波データ多重放送</u>
<u>超短波放送（コミュニティ放送）</u>
<u>超短波文字多重放送（コミュニティ放送）</u>
<u>超短波文字多重放送（コミュニティ放送・有料放送を含む。）</u>
<u>超短波放送（臨時目的放送）</u>
<u>超短波放送（受信</u>

<u>超短波放送（デジタル放送・受託国内放送）</u>
<u>超短波放送（デジタル放送・有料放送を含む・衛星補助放送）</u>
<u>超短波文字多重放送</u>
<u>超短波文字多重放送（外国語放送）</u>
<u>超短波文字多重放送（有料放送を含む。）</u>
<u>超短波文字多重放送（外国語放送・有料放送を含む。）</u>
<u>超短波データ多重放送</u>
<u>超短波放送（コミュニティ放送）</u>
<u>超短波文字多重放送（コミュニティ放送）</u>
<u>超短波文字多重放送（コミュニティ放送・有料放送を含む。）</u>
<u>超短波放送（臨時目的放送</u>
[新規]

<u>障害対策中継放送</u> <u>]</u>					
<u>超短波文字多重放送（臨時目的放送）</u>			<u>超短波文字多重放送（臨時目的放送）</u>		
<u>超短波文字多重放送（臨時目的放送）</u> <u>・有料放送を含む。</u> <u>]</u>			<u>超短波文字多重放送（臨時目的放送）</u> <u>・有料放送を含む。</u>		
<u>超短波文字多重放送（受信障害対策中継放送）</u>			<u>[新規]</u>		
<u>標準テレビジョン放送</u>	<u>放送の公正かつ能率的な普及、その他公共の福祉の増進に寄与することを目的としてテレビジョン放送（多重放送に係るものを含む。）に係る基幹放送局を開設するものであること。</u>		<u>標準テレビジョン放送</u>	<u>放送の公正かつ能率的な普及、その他公共の福祉の増進に寄与することを目的としてテレビジョン放送（多重放送に係るものを含む。）に係る放送局を開設するものであること。</u>	
<u>[削除]</u>		<u>標準テレビジョン放送（受託国内放送）</u>			
<u>標準テレビジョン放送（有料放送を含む。）</u>		<u>標準テレビジョン放送（有料放送を含む。）</u>			
<u>標準テレビジョン放送（デジタル放送）</u>		<u>標準テレビジョン放送（デジタル放送・受託国内放送）</u>			
<u>標準テレビジョン放送（受信障害対策中継放送）</u>		<u>標準テレビジョン放送（受信障害対策中継放送）</u>			
<u>標準テレビジョン音声多重放送</u>		<u>標準テレビジョン音声多重放送</u>			
<u>[削除]</u>		<u>標準テレビジョン音声多重放送（受託国内放送）</u>			
<u>標準テレビジョン</u>		<u>標準テレビジョン</u>			

<u>音声多重放送（有料放送を含む。）</u>
<u>標準テレビジョン音声多重放送（受信障害対策中継放送）</u>
<u>標準テレビジョン文字多重放送</u>
[削除]
<u>標準テレビジョン文字多重放送（有料放送を含む。）</u>
<u>標準テレビジョン文字多重放送（受信障害対策中継放送）</u>
<u>標準テレビジョン・データ多重放送</u>
[削除]
<u>標準テレビジョン・データ多重放送（有料放送を含む。）</u>
<u>標準テレビジョン・データ多重放送</u>

<u>ン音声多重放送（有料放送を含む。）</u>
<u>標準テレビジョン音声多重放送（受信障害対策中継放送）</u>
<u>標準テレビジョン文字多重放送</u>
<u>標準テレビジョン文字多重放送（受託国内放送）</u>
<u>標準テレビジョン文字多重放送（有料放送を含む。）</u>
<u>標準テレビジョン文字多重放送（受信障害対策中継放送）</u>
<u>標準テレビジョン・データ多重放送</u>
<u>標準テレビジョン・データ多重放送（受託国内放送）</u>
<u>標準テレビジョン・データ多重放送（有料放送を含む。）</u>
<u>標準テレビジョン・データ多重放</u>

<u>(受信障害対策中継放送)</u>			<u>送 (受信障害対策中継放送)</u>		
<u>標準テレビジョン文字多重放送と標準テレビジョン・データ多重放送を併せ行うもの (有料放送を含む。)</u>			<u>標準テレビジョン文字多重放送と標準テレビジョン・データ多重放送を併せ行うもの (有料放送を含む。)</u>		
<u>高精細度テレビジョン放送</u>			<u>高精細度テレビジョン放送</u>		
[削除]			<u>高精細度テレビジョン放送 (デジタル放送・受託国内放送)</u>		
<u>高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送 (デジタル放送)</u>			<u>高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送 (デジタル放送)</u>		
<u>高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送 (デジタル放送・受信障害対策中継放送)</u>			<u>高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送 (デジタル放送・受信障害対策中継放送)</u>		
<u>データ放送 (デジタル放送)</u>			<u>データ放送 (デジタル放送)</u>		
(略)	(略)	(略)	(同左)	(同左)	(同左)
<u>一般放送</u>	<u>一般放送に関する事項</u>	<u>放送法第2条第3号の一般放送を行うために開設するものであること。</u>	[新規]		
<u>放送試験用 (実験)</u>	<u>放送試験に関する事項</u>	<u>放送試験業務の円滑な遂行</u>	<u>放送試験用 (実験)</u>	<u>放送試験に関する事項</u>	<u>放送試験業務の円滑な遂行</u>

等無線局に該当するもの。)		上必要な無線通信を行うために開設するものであること。
放送試験用(実験等無線局に該当しないもの。)		
放送事業用	放送番組の中継に関する事項 放送番組素材の中継に関する事項 放送番組の取材等の連絡に関する事項 無線設備の監視・制御に関する事項 放送事業に関する事項(中継、連絡又は無線設備の監視・制御に関する事項を除く。)	基幹放送事業者等が、放送事業の円滑な遂行上必要な無線通信を行うために開設するものであること。
有線テレビジョン放送事業用	有線テレビジョン放送事業に関する事項	有線一般放送事業者が、その業務上必要な無線通信を行うために開設するものであること。

等無線局に該当するもの。)		上必要な無線通信を行うために開設するものであること。
放送試験用(実験等無線局に該当しないもの。)		
放送事業用	放送番組の中継に関する事項 放送番組素材の中継に関する事項 放送番組の取材等の連絡に関する事項 無線設備の監視・制御に関する事項 放送事業に関する事項(中継、連絡又は無線設備の監視・制御に関する事項を除く。)	放送法(昭和25年法律第132号)第2条第3号の2に規定する放送事業者が、放送事業の円滑な遂行上必要な無線通信を行うために開設するものであること。
有線テレビジョン放送事業用	有線テレビジョン放送事業に関する事項	次のいずれかに該当する者が、その業務上必要な無線通信を行うために開設するものであること。 1 有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第114号)第2条第3項に規定する有線テレビジョン放送施設者 2 有線テレビジョン放送法第2条第1項に規定する有線テレビジョン放送の業務を行う者であつて、有線電気通信法(昭和28年法律第96号)第3条第1項及び第2項に規定する届出を行つたもの 3 1及び2に掲げる者以外の者であつて、有線テレ

(略)	(略)	(略)
実験試験用	電波伝搬試験に関する事項 無線機器の開発製造に関する事項 無線設備の展示による科学知識の普及に関する事項 アルゴスシステムデータ伝送に関する事項 研究に関する事項 科学技術開発実験に関する事項 航空機各部の多点計測に関する事項 電波の利用の効率性に関する試験に係る事項 電波の利用の需要に関する調査に係る事項	次のいずれかに該当するものであること。 1 基幹放送事業者等が、放送事業に使用する無線局の置局調査の実地試験を目的として開設するものであること。 2 無線機器製造事業者が、無線機器の調査又は電波伝搬の実地試験を目的に開設するものであること。ただし、携帯無線通信を行う陸上移動局・PHS（以下「携帯電話等」という。）の通信の抑止機能を有する無線設備を用いて実地試験を行うも

		ビジョン放送法第9条の規定により施設の提供を受けたもの 4 1から3までに掲げる者以外の者であって、有線テレビジョン放送法第12条に規定する届出を行ったもの 5 電気通信役務利用放送法（平成13年法律第85号）第2条第3項に規定する電気通信役務利用放送事業者のうち、電気通信役務利用放送法施行規則（平成14年総務省令第5号）第2条第2号に規定する有線役務利用放送の業務を行うもの
(同左)	(同左)	(同左)
実験試験用	電波伝搬試験に関する事項 無線機器の開発製造に関する事項 無線設備の展示による科学知識の普及に関する事項 アルゴスシステムデータ伝送に関する事項 研究に関する事項 科学技術開発実験に関する事項 航空機各部の多点計測に関する事項 電波の利用の効率性に関する試験に係る事項 電波の利用の需要に関する調査に係る事項	次のいずれかに該当するものであること。 1 放送事業者が、放送事業に使用する無線局の置局調査の実地試験を目的として開設するものであること。 2 無線機器製造事業者が、無線機器の調査又は電波伝搬の実地試験を目的に開設するものであること。ただし、携帯無線通信を行う陸上移動局・PHS（以下「携帯電話等」という。）の通信の抑止機能を有する無線設備を用いて実地試験を行うも

		<p>ののうち、無線機器製造事業者がその施設内において当該実地試験を行うために開設するもの以外のものについては、次の条件を満たすものであること。</p> <p>(1) 通信の抑止効果の及ぶ範囲が一定の空間に限られ、当該空間（コンサートホール、劇場及び演芸場。以下「コンサートホール等」という。）が不特定多数について開かれていないこと。</p> <p>(2) 携帯電話等の通信を抑止することにより、コンサートホール等の入場者の入場目的の保護が図られる必要があり、かつ、興行の円滑な遂行が確保されるものであること。</p> <p>(3) コン서트ホール等において、携帯電話等の利用者から通信の抑止に係る許諾が確保されるものであること。</p> <p>3 基幹放送事業者等及び無線機器製造事業者以外の者が、電波伝搬の実地試験を行うために開設するものであること。ただし、携帯電話等の通信の抑止機能を有する無線設備を用いて実地試験を行うもののうち、携帯電話等の無線局の免許人</p>			<p>ののうち、無線機器製造事業者がその施設内において当該実地試験を行うために開設するもの以外のものについては、次の条件を満たすものであること。</p> <p>(1) 通信の抑止効果の及ぶ範囲が一定の空間に限られ、当該空間（コンサートホール、劇場及び演芸場。以下「コンサートホール等」という。）が不特定多数について開かれていないこと。</p> <p>(2) 携帯電話等の通信を抑止することにより、コンサートホール等の入場者の入場目的の保護が図られる必要があり、かつ、興行の円滑な遂行が確保されるものであること。</p> <p>(3) コン서트ホール等において、携帯電話等の利用者から通信の抑止に係る許諾が確保されるものであること。</p> <p>3 放送事業者及び無線機器製造事業者以外の者が、電波伝搬の実地試験を行うために開設するものであること。ただし、携帯電話等の通信の抑止機能を有する無線設備を用いて実地試験を行うもののうち、携帯電話等の無線局の免許人の施設</p>
--	--	--	--	--	--

		<p><u>の施設内において当該免許人が開設するもの以外のものについては、当該無線設備の設置場所となる施設の管理者等又は携帯電話等の無線局の免許人が開設するものであって、前項(1)から(3)までの条件を満たすものであること。</u></p> <p><u>4 博物館、展覧会等(無線機器の販売のための周知宣伝を目的としないものに限る。)において展示物に関し無線局の開設を必要とする者が、科学知識の普及を図ることを目的として開設するものであること。</u></p> <p><u>5 海運、造船、水産並びに気象観測、位置測定等海上、陸上及びその上空において、海象、移動する物体、海洋生物及び気象観測等の温度、濃度、速度、振動、呼吸等の事象に係る各種の測定データ並びにその位置に関するデータを気象衛星NOAA等を介してCNES(フランス国立宇宙開発センター)まで伝送し、データの収集、分析を行うことを目的として開設するものであること。</u></p> <p><u>6 その他、電波を利用した科学又は技術の発達のための実験、電波の利用の効率</u></p>			<p><u>内において当該免許人が開設するもの以外のものについては、当該無線設備の設置場所となる施設の管理者等又は携帯電話等の無線局の免許人が開設するものであって、前項(1)から(3)までの条件を満たすものであること。</u></p> <p><u>4 博物館、展覧会等(無線機器の販売のための周知宣伝を目的としないものに限る。)において展示物に関し無線局の開設を必要とする者が、科学知識の普及を図ることを目的として開設するものであること。</u></p> <p><u>5 海運、造船、水産並びに気象観測、位置測定等海上、陸上及びその上空において、海象、移動する物体、海洋生物及び気象観測等の温度、濃度、速度、振動、呼吸等の事象に係る各種の測定データ並びにその位置に関するデータを気象衛星NOAA等を介してCNES(フランス国立宇宙開発センター)まで伝送し、データの収集、分析を行うことを目的として開設するものであること。</u></p> <p><u>6 その他、電波を利用した科学又は技術の発達のための実験、電波の利用の効率</u></p>
--	--	---	--	--	--



		<u>性に関する試験又は電波の利用の需要に関する調査を行おうとする者が、その実験、試験又は調査の達成を目的として開設するものであること。</u>
(略)	(略)	(略)
音響業務用	音響に関する事項	<u>音響・映像ソフト制作者、劇場・ホール事業者、音響効果家、芸能実演家等業務上高品質の音響を必要とする者（基幹放送事業者等を除く。）が、音響・映像ソフトの制作、場内音響等に用いることを目的として開設するものであること。</u>
(略)	(略)	(略)

注

1～10（略）

		<u>性に関する試験又は電波の利用の需要に関する調査を行おうとする者が、その実験、試験又は調査の達成を目的として開設するものであること。</u>
(同左)	(同左)	(同左)
音響業務用	音響に関する事項	<u>音響・映像ソフト制作者、劇場・ホール事業者、音響効果家、芸能実演家等業務上高品質の音響を必要とする者（放送事業者を除く。）が、音響・映像ソフトの制作、場内音響等に用いることを目的として開設するものであること。</u>
(同左)	(同左)	(同左)

注

1～10（同左）

改正案	現行
<p>別紙1（第4条関係）無線局の局種別審査基準</p> <p>第2 <u>地上基幹放送局</u></p> <p>1 標準テレビジョン放送局（地上系）及び高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送局（地上系）</p> <p>標準テレビジョン放送局（地上系）（以下本項1において「TV放送局」という。）及び高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送局（地上系）（以下本項1において「DTV放送局」という。）の審査は、第2章の基準によるほか、次により行う。</p> <p>(1) TV放送局及びDTV放送局の放送区域は、原則として放送対象地域内に含まれるものであること。ただし、以下の各事項に合致すると判断される場合には、その局の設置が当該<u>基幹放送事業者の放送対象地域</u>を超えて差し支えないものとする。この場合、放送対象地域を超える放送区域は、必要最小の範囲となるよう、<u>基幹放送事業者等</u>において設置場所の選定及び技術的な措置を講じること。</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 地域の地理的事実及び当該<u>基幹放送事業者等</u>の経済的事実から必要不可欠であること。</p> <p>ウ （略）</p> <p>エ 現状で周波数の割り当てが可能であっても、当該放送中継局の設置場所が放送対象地域となる<u>基幹放送事業者等</u>の設置計画に支障を来さないこと等について、当該<u>基幹放送事業者等</u>の意見を聴取し問題ないと判断できるものであること。</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 送信方式は、TV放送局にあつては、<u>標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）</u>に関する送信の標準方式（平成23年総務省</p>	<p>別紙1（第4条関係）無線局の局種別審査基準</p> <p>第2 <u>放送局</u></p> <p>1 標準テレビジョン放送局（地上系）及び高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送局（地上系）</p> <p>（同左）</p> <p>(1) TV放送局及びDTV放送局の放送区域は、原則として放送対象地域内に含まれるものであること。ただし、以下の各事項に合致すると判断される場合には、その局の設置が当該<u>放送事業者の放送対象地域</u>を超えて差し支えないものとする。この場合、放送対象地域を超える放送区域は、必要最小の範囲となるよう、<u>放送事業者</u>において設置場所の選定及び技術的な措置を講じること。</p> <p>ア （同左）</p> <p>イ 地域の地理的事実及び当該<u>放送事業者</u>の経済的事実から必要不可欠であること。</p> <p>ウ （同左）</p> <p>エ 現状で周波数の割り当てが可能であっても、当該放送中継局の設置場所が放送対象地域となる<u>放送事業者</u>の設置計画に支障を来さないこと等について、当該<u>放送事業者</u>の意見を聴取し問題ないと判断できるものであること。</p> <p>(2) （同左）</p> <p>(3) 送信方式は、TV放送局にあつては、<u>標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）</u>に関する送信の標準方式（平成3年郵政省令</p>

令第88号)、DTV放送局にあつては、標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式(平成23年総務省令第87号)に適合するものであること。

- (4) 送信空中線は、その発射する電波の偏波面が水平となるものであること。ただし、次に掲げる場合は、垂直とすることができる。

ア・イ (略)

ウ 極微小電力テレビジョン放送局のうちDTV放送局であつて、別紙2の第5の6(2)ア又はエの区域において受信障害対策中継放送を行うもの及び基幹放送事業者等が開設するもの(以下「難視聴対策用ギャップフィルター」という。)が単一周波数ネットワーク(以下「SFN」という。)による中継を行う場合において、当該難視聴対策用ギャップフィルターの電波と他の電波との混信を避けるとともに、極微小電力による電波の能率的な利用を確保するために、難視聴対策用ギャップフィルターの電波と混信のおそれのある他の電波(難視聴対策用ギャップフィルターにより再放送しようとする放送の電波を含む。)の偏波面と直交させるとき。

- (5) 周波数の選定は、次の基準により行う。

ア 他のTV放送局又はDTV放送局との混信妨害

(ア) 開設又は変更しようとするTV放送局又はDTV放送局(以下「申請局」という。)は、申請局及び他のTV放送局又はDTV放送局の放送区域内において、次の混信保護比を満足すること。

表 (略)

(注1) 基幹放送用周波数使用計画の変更に伴い、周波数又は空中線電力の変更が必要となるTV放送局及び当該変更を円滑に進めるために必要と認められるTV放送局について、当該変更を実施するために必要な期間において、妨害波の音声送信設備の実効輻射電力を映像送信設備の4パーセントと

第36号)、DTV放送局にあつては、標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式(平成15年総務省令第26号)に適合するものであること。

- (4) (同左)

ア・イ (同左)

ウ 極微小電力テレビジョン放送局のうちDTV放送局であつて、別紙2の第5の6(2)ア又はエの区域において受信障害対策中継放送を行うもの及び放送事業者が開設するもの(以下「難視聴対策用ギャップフィルター」という。)が単一周波数ネットワーク(以下「SFN」という。)による中継を行う場合において、当該難視聴対策用ギャップフィルターの電波と他の電波との混信を避けるとともに、極微小電力による電波の能率的な利用を確保するために、難視聴対策用ギャップフィルターの電波と混信のおそれのある他の電波(難視聴対策用ギャップフィルターにより再送信しようとする放送の電波を含む。)の偏波面と直交させるとき。

- (5) 周波数の選定は、次の基準により行う。

ア 他のTV放送局又はDTV放送局との混信妨害

(ア) (同左)

表 (同左)

(注1) 放送用周波数使用計画の変更に伴い、周波数又は空中線電力の変更が必要となるTV放送局及び当該変更を円滑に進めるために必要と認められるTV放送局について、当該変更を実施するために必要な期間において、妨害波の音声送信設備の実効輻射電力を映像送信設備の4パーセントとする

する場合には、混信保護比は 0dB とする。

(注 2) (略)

(イ)・(ウ) (略)

#### イ DTV放送局の中継局の周波数の選定

DTV放送局の中継局の周波数のうち、基幹放送用周波数使用計画第6に規定する周波数（以下この項において「計画済みの周波数」という。）以外の周波数の選定は、原則として次により行う。

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 申請局が難視聴対策用ギャップフィルアである、偏波面を難視聴対策用ギャップフィルアの電波と混信のおそれのある他の電波（難視聴対策用ギャップフィルアにより再放送しようとする放送の電波を含む。）の偏波面と直交させる場合は、(ウ)にかかわらずその直交させた偏波面とすること。

(オ) 周波数の選定は、ネットワークの上位局とSFNを行うことができるよう当該局のチャンネルと同じチャンネルを選定すること。ただし、申請局が難視聴対策用ギャップフィルアの場合を除き、ネットワークの上位局のチャンネル番号が53から62までである場合は、チャンネル番号が52以下の検討に限り(カ)を優先すること。

(カ) (オ)においてSFNを行うことが困難な場合には、別のチャンネルを検討すること。この場合、以下を考慮すること。

A 申請局を開設又は変更しようとする地区において申請者が既に開設しているTV放送局が使用するチャンネルに近いチャンネルから検討する。

B 申請局を開設又は変更しようとする地区における他のD

場合には、混信保護比は 0dB とする。

(注 2) (同左)

(イ)・(ウ) (同左)

#### イ (同左)

DTV放送局の中継局の周波数のうち、放送用周波数使用計画第7に規定する周波数及び平成16年総務省告示第502号（放送用周波数使用計画第1の5(5)の規定により定める中継局を定める件の全部を改正する件）に規定する周波数（以下この項において「計画済みの周波数」という。）以外の周波数の選定は、原則として次により行う。

(ア)～(ウ) (同左)

(エ) 申請局が難視聴対策用ギャップフィルアである、偏波面を難視聴対策用ギャップフィルアの電波と混信のおそれのある他の電波（難視聴対策用ギャップフィルアにより再送信しようとする放送の電波を含む。）の偏波面と直交させる場合は、(ウ)にかかわらずその直交させた偏波面とすること。

(オ) (同左)

(カ) (同左)

A (同左)

B (同左)

TV放送局のチャンネルとできる限り連続した番号となるようにする。

[削除]

ウ・エ (略)

(6)・(7) (略)

(8) 申請局がSFNを行う難視聴対策用ギャップフィルアーの場合にあっては、次の難視聴対策用ギャップフィルアーとSFNを形成する基幹放送局の電波と当該難視聴対策用ギャップフィルアーによる電波との混信の防止策が講じられるものであること。

ア・イ (略)

## 2 超短波放送局 (地上系)

超短波放送局 (地上系) (以下「FM放送局」という。)の審査は、1の基準によるほか、次により行う。この場合において1中「TV放送」とあるのは「FM放送」と読み替えるものとする。

(1) 送信の方式は、超短波放送に関する送信の標準方式 (平成23年総務省令第86号)に適合するものであること。

(2)・(3) (略)

(4) 周波数の選定

別添に示す方法により選定すること。

別添

### FM放送局の周波数の選定方法

以下の条件を満足する周波数を選定すること。

1～4 (略)	(略)
5 自局の予定放送区域内におけ	自局の電波の予想電界強度値と他の <u>基幹放送局</u> の電波の電界強度値とが、次の混信

C チャンネルの検討は、できる限りチャンネル番号が52以下から行い、52以下を選定することが困難な場合は、53から62までを検討する。

ウ・エ (同左)

(6)・(7) (同左)

(8) 申請局がSFNを行う難視聴対策用ギャップフィルアーの場合にあっては、次の難視聴対策用ギャップフィルアーとSFNを形成する放送局の電波と当該難視聴対策用ギャップフィルアーによる電波との混信の防止策が講じられるものであること。

ア・イ (同左)

## 2 超短波放送局 (地上系)

(同左)

(1) 送信の方式は、超短波放送に関する送信の標準方式 (昭和43年郵政省令第26号)に適合するものであること。

(2)・(3) (略)

(4) 周波数の選定

(同左)

別添

### FM放送局の周波数の選定方法

以下の条件を満足する周波数を選定すること。

1～4 (同左)	(同左)
5 自局の予定放送区域内におけ	自局の電波の予想電界強度値と他の <u>放送局</u> の電波の電界強度値とが、次の混信保護

る他のFM放送局からの干渉検討	保護比を満足する周波数を選定。 周波数差 (略) 混信保護比 (略)
6 他 FM放送局の放送区域内における干渉検討	他の <u>基幹放送局</u> の放送区域フリンジにおける自局の電波の予想電界強度値が、上記5に示す混信保護比を満足する周波数を選定。
7～10 (略)	(略)

### 3 多重放送局（地上系）

多重放送（地上系）を行うものの審査については、1及び2の基準によるほか、次により行う。

- (1) 送信の方式は、標準テレビジョン音声多重放送を行う地上基幹放送局にあつては標準テレビジョン音声多重放送に関する送信の標準方式（平成23年総務省令第91号）、標準テレビジョン文字多重放送を行う地上基幹放送局にあつては標準テレビジョン文字多重放送に関する送信の標準方式（平成23年総務省令第92号）、標準テレビジョン・データ多重放送を行う地上基幹放送局にあつては標準テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式（平成23年総務省令第93号）、超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送を行う地上基幹放送局にあつては超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送に関する送信の標準方式（平成23年総務省令第89号）に適合するものであること。
- (2) 放送区域は、無線設備を共用することとなる地上基幹放送局の放送区域と同一であること。

[削除]

る他のFM放送局からの干渉検討	比を満足する周波数を選定。 周波数差 (同左) 混信保護比 (同左)
6 他 FM放送局の放送区域内における干渉検討	他の <u>放送局</u> の放送区域フリンジにおける自局の電波の予想電界強度値が、上記5に示す混信保護比を満足する周波数を選定。
7～10 (同左)	(同左)

### 3 多重放送局（地上系）

(同左)

- (1) 送信の方式は、標準テレビジョン音声多重放送を行う放送局にあつては標準テレビジョン音声多重放送に関する送信の標準方式（昭和58年郵政省令第23号）、標準テレビジョン文字多重放送を行う放送局にあつては標準テレビジョン文字多重放送に関する送信の標準方式（昭和60年郵政省令第77号）、標準テレビジョン・データ多重放送を行う放送局にあつては標準テレビジョン・データ多重放送及び高精細度標準テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式（平成6年郵政省令第47号）、超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送を行う放送局にあつては超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送に関する送信の標準方式（昭和63年郵政省令第25号）に適合するものであること。
- (2) 放送区域は、無線設備を共用することとなる放送局の放送区域と同一であること。

### 4 衛星補助放送を行う放送局

衛星補助放送を行う放送局（以下「衛星補助放送局」という。）の審査は、第2章の基準によるほか、次により行う。

衛星補助放送局の送信の方式は、標準テレビジョン放送等のうちデ

#### 4 その他の地上基幹放送局

第2章の基準によるものとする。

#### 第3 陸上移動業務の局

1～15 (略)

1.6 混信妨害の審査は、次の基準により行う。

(1) (略)

(2) 60MHz帯(54MHzを超え68MHz以下)、150MHz帯(142MHzを超え144MHz以下及び146MHzを超え170MHz以下)及び400MHz帯(335.4MHzを超え470MHz以下)の周波数であって、電波の型式F3Eの電波を使用する単一通信路の場合

ア・イ (略)

ウ 同一周波数の場合(高低調波等の不要発射等が受信機通過帯域内にある場合を含む。)の受信機入力における所要 $D/U$ は、10dB以上(基幹放送事業者等の開設する放送番組の中継を主として行うものにおいては、30dB以上)を標準とする。ただし、スケルチリレーによる自動中継方式の局の場合においては、混信波強度はスケルチの応動範囲等との関連において、その局の誤動作を防止するために必要なレベル以下であること。この場合において、業務種別、通信方式、最低所要入力等を考慮するものとし、必要のある場合は、標準値を補正すること。

エ～カ (略)

(3)～(8) (略)

#### 第2.1 実験試験局

実験試験局(船舶用レーダー、空港監視レーダー(ASR)、航空路

デジタル放送に関する送信の標準方式に適合するものであること。

#### 5 その他の放送局

(同左)

#### 第3 陸上移動業務の局

1～15 (同左)

1.6 混信妨害の審査は、次の基準により行う。

(1) (同左)

(2) 60MHz帯(54MHzを超え68MHz以下)、150MHz帯(142MHzを超え144MHz以下及び146MHzを超え170MHz以下)及び400MHz帯(335.4MHzを超え470MHz以下)の周波数であって、電波の型式F3Eの電波を使用する単一通信路の場合

ア・イ (同左)

ウ 同一周波数の場合(高低調波等の不要発射等が受信機通過帯域内にある場合を含む。)の受信機入力における所要 $D/U$ は、10dB以上(放送事業者の開設する放送番組の中継を主として行うものにおいては、30dB以上)を標準とする。ただし、スケルチリレーによる自動中継方式の局の場合においては、混信波強度はスケルチの応動範囲等との関連において、その局の誤動作を防止するために必要なレベル以下であること。この場合において、業務種別、通信方式、最低所要入力等を考慮するものとし、必要のある場合は、標準値を補正すること。

エ～カ (同左)

(3)～(8) (同左)

#### 第2.1 実験試験局

実験試験局(船舶用レーダー、空港監視レーダー(ASR)、航空路

監視レーダー（ARSR）、二次監視レーダー（SSR）装置を使用する実験試験局、及び固定衛星業務を行う電気通信業務用人工衛星局、又は地球局と同一の周波数の電波を使用する実験試験局を除く。）

1・2 （略）

3 無線設備の工事設計の審査は、次の基準により行う。ただし、27MHz帯簡易無線局の電波と同一周波数の電波を使用するものについては設備規則に規定する26MHz及び27MHz帯簡易無線局の条件に適合し、ラジオ・ブイ及びラジオ・ブイを制御するものについては第11の条件に適合するものであること。

(1)～(3) （略）

(4) 送信装置は、第1の3(1)ア及びエに定める基準のほか、次の基準に適合するものであること。

ア （略）

イ 変調の方式及び最大変調度については、次の基準並びに第1の3(1)ウ(ア)及び別紙2第2の4(12)ウ(ア)Aに適合するものであること。

(ア)・(イ) （略）

(ウ) 基幹放送局の置局調査に使用する無線局の変調の方式は、周波数変調（テレビジョン放送局の置局調査に使用する無線局を除く。）であること。

(エ) 超短波放送を行う基幹放送局（以下「超短波放送局」という。）の置局調査に使用する無線局の最大周波数偏移は、80MHz帯の周波数の電波を使用するときは(±)5kHz以下であること。

ウ・エ （略）

(5)・(6) （略）

4・5 （略）

監視レーダー（ARSR）、二次監視レーダー（SSR）装置を使用する実験試験局、及び固定衛星業務を行う電気通信業務用人工衛星局、又は地球局並びに衛星補助放送局と同一の周波数の電波を使用する実験試験局を除く。）

1・2 （同左）

3 無線設備の工事設計の審査は、次の基準により行う。ただし、27MHz帯簡易無線局の電波と同一周波数の電波を使用するものについては設備規則に規定する26MHz及び27MHz帯簡易無線局の条件に適合し、ラジオ・ブイ及びラジオ・ブイを制御するものについては第11の条件に適合するものであること。

(1)～(3) （同左）

(4) 送信装置は、第1の3(1)ア及びエに定める基準のほか、次の基準に適合するものであること。

ア （同左）

イ 変調の方式及び最大変調度については、次の基準並びに第1の3(1)ウ(ア)及び別紙2第2の4(12)ウ(ア)Aに適合するものであること。

(ア)・(イ) （同左）

(ウ) 放送局の置局調査に使用する無線局の変調の方式は、周波数変調（テレビジョン放送局の置局調査に使用する無線局を除く。）であること。

(エ) 超短波放送を行う放送局（以下「超短波放送局」という。）の置局調査に使用する無線局の最大周波数偏移は、80MHz帯の周波数の電波を使用するときは(±)5kHz以下であること。

ウ・エ （同左）

(5)・(6) （同左）

4・5 （同左）



別紙2（第5条関係） 無線局の目的別審査基準

第1 （略）

第2 陸上関係

1 電気通信業務用

(1)～(2) （略）

(3) 11GHz 帯及び 15GHz 帯の周波数の電波を使用する陸上移動局（テレビジョン中継用のものに限る。）

基幹放送事業者等が使用する全国一元的なテレビジョン中継回線（協会外基幹放送事業者等（基幹放送事業者等であって、日本放送協会以外の者をいう。以下同じ。）が使用するもの）にあつては共同して使用するもの）を提供する電気通信事業者が、その中継回線と接続してテレビジョン中継に使用する 11GHz 帯及び 15GHz 帯の周波数の電波を使用する電気通信業務用の陸上移動局の審査は、次の基準により行うこと。

ア～ウ （略）

(4)～(21) （略）

2 公共業務用

(1) 防災行政用

ア～エ （略）

オ 通信系別の審査は次の規定により行う。

(ア)～(ウ) （略）

(エ) 同報系

A （略）

B 防災行政用の同報通信系又はデジタル同報通信系の固定局の無線設備

(A)・(B) （略）

別紙2（第5条関係） 無線局の目的別審査基準

第1 （同左）

第2 陸上関係

1 電気通信業務用

(1)～(2) （同左）

(3) 11GHz 帯及び 15GHz 帯の周波数の電波を使用する陸上移動局（テレビジョン中継用のものに限る。）

放送事業者が使用する全国一元的なテレビジョン中継回線（一般放送事業者が使用するもの）にあつては共同して使用するもの）を提供する電気通信事業者が、その中継回線と接続してテレビジョン中継に使用する 11GHz 帯及び 15GHz 帯の周波数の電波を使用する電気通信業務用の陸上移動局の審査は、次の基準により行うこと。

ア～ウ （同左）

(4)～(21) （同左）

2 公共業務用

(1) 防災行政用

ア～エ （同左）

オ 通信系別の審査は次の規定により行う。

(ア)～(ウ) （同左）

(エ) 同報系

A （同左）

B 防災行政用の同報通信系又はデジタル同報通信系の固定局の無線設備

(A)・(B) （同左）

(C) 放送の再放送を行わないものであること。

(2)～(19) (略)

### 3 その他の一般無線局

(1) (略)

(2) 農業用、漁業用又は林業用（同報通信系又はデジタル同報通信系の固定局に限る。）

ア～ウ (略)

エ 放送の再放送を行わないものであること。

オ～ケ (略)

(3)～(5) (略)

(6) 地域振興用

地域振興のために開設する陸上移動業務の無線局（以下「地域振興用無線局」という。）の審査は、次の基準により行う。

ア～ウ (略)

[削除]

(C) 放送の再送信を行わないものであること。

(2)～(19) (同左)

### 3 その他の一般無線局

(1) (同左)

(2) 農業用、漁業用又は林業用（同報通信系又はデジタル同報通信系の固定局に限る。）

ア～ウ (同左)

エ 放送の再送信を行わないものであること。

オ～ケ (同左)

(3)～(5) (同左)

(6) 地域振興用

(同左)

ア～ウ (同左)

エ 有線放送電話との接続

(ア) 接続の条件

A 地域振興用陸上移動通信システムに接続される有線放送電話端末の台数は、同システムに割り当てる周波数の有効利用の観点から、適切なものであること。

B 無線回線が保持されている間に有線放送電話回線と相互接続されている通信が終了した場合には、速やかに電波の発射が停止されるものであること。

C 接続するのは、原則として一の有線放送事業者であること。

D 地域振興用陸上移動通信システムと有線放送電話施設を接続する回線設備は、地域振興用陸上移動無線システムの実施主体が設置するものであること。

(7)～(13) (略)

(14) 地方行政用（災害の防止その他構成員の公共的活動を支援するための広報を目的とした同報通信系又はデジタル同報通信系の固定局に限る。）

ア～オ (略)

カ 放送の再放送を行わないものであること。

キ～ク (略)

(15) (略)

#### 4 その他

(1)～(4) (略)

(5) 12GHz 帯（12.2GHz から 12.5GHz まで）の周波数の電波を使用して通信系を構成する固定局

ア 基本的事項

(ア)～(イ) (略)

[削除]

#### (イ) 申請書の記載

基地局の工事設計書の「付属装置」欄に、有線放送電話との接続に必要な付属装置について、「有無線連絡装置」として型式又は名称、方法、規格等の記載があること。

また、接続が可能な有線放送電話端末の台数についても記載があること。

#### (ウ) 留意事項

本件接続をする場合でも、有線放送電話の現在の業務区域に変更等の影響を及ぼすものではなく、また、放送が通話に優先すること（本件接続による通話時でも放送が優先）も、従前どおり維持されるべきものであること。

(7)～(13) (同左)

(14) 地方行政用（災害の防止その他構成員の公共的活動を支援するための広報を目的とした同報通信系又はデジタル同報通信系の固定局に限る。）

ア～オ (略)

カ 放送の再送信を行わないものであること。

キ～ク (同左)

(15) (同左)

#### 4 その他

(1)～(4) (同左)

(5) 12GHz 帯（12.2GHz から 12.5GHz まで）の周波数の電波を使用して通信系を構成する固定局

ア (同左)

(ア)～(イ) (同左)

(エ) その他

周波数の割当てに当たっては、12GHz 帯の衛星補助放送の放送

イ～オ (略)

(6)～(13) (略)

### 第3 衛星関係

#### 1 システム別審査基準

(1) 通信衛星を用いて固定衛星業務（放送衛星業務を併せて行う場合を含む。）を行う無線局

##### ア 適用の範囲

この審査基準は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。）第2条第6号の電気通信業務並びに事業法第164条第1項第1号及び第2号に定める電気通信事業（以下「電気通信業務等」という。）を行うことを目的として、主として固定衛星業務を行うために、対地静止衛星に開設する法第6条第4項に定める人工衛星局又は権限のある主管庁の許可を受けた人工衛星の無線局（以下「人工衛星局等」という。）、及びそれと通信系を構成する地球局（いずれもこれら通信系に係る実験試験局を含む。以下同じ。）について適用する。

##### イ 免許人

(ア)・(イ) (略)

##### ウ 審査要領等

(ア) 無線局の目的

人工衛星局及び地球局にあつては、電気通信業務用、電気通信業務用（一般放送利用を含む。）、電気通信業務用（一般放送用のフィーダリンクを含む。）又は宇宙運用業務用であること。また、実験試験局にあつては、実験、試験又は調査の計画等にかんがみ適切な無線局の目的となっていること。

(イ) 通信事項

番組中継用の周波数と共用していることに留意すること。

イ～オ (同左)

(6)～(13) (同左)

### 第3 衛星関係

#### 1 システム別審査基準

(1) 通信衛星を用いて固定衛星業務（放送衛星業務を併せて行う場合を含む。）を行う無線局

##### ア 適用の範囲

この審査基準は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。）第2条第6号の電気通信業務並びに事業法第164条第1項第1号及び第2号に定める電気通信事業（以下「電気通信業務等」という。）を行うことを目的として、主として固定衛星業務を行うために、対地静止衛星に開設する法第5条第4項に定める人工衛星局又は権限のある主管庁の許可を受けた人工衛星の無線局（以下「人工衛星局等」という。）、及びそれと通信系を構成する地球局（いずれもこれら通信系に係る実験試験局を含む。以下同じ。）について適用する。

##### イ 免許人

(ア)・(イ) (同左)

##### ウ 審査要領等

(ア) 無線局の目的

人工衛星局及び地球局にあつては、電気通信業務用又は宇宙運用業務用であること。また、実験試験局にあつては、実験、試験又は調査の計画等にかんがみ適切な無線局の目的となっていること。

(イ) 通信事項

電気通信業務用及び宇宙運用業務用にあつては、別表2（第3条関係）に記載されている通信事項であること。

(ウ) 通信の相手方

A 人工衛星局

免許人又は契約等を締結している者所属の地球局又は受信設備であること。

本邦外の通信を行う場合は、権限のある主管庁の許可を受けた地球局又は受信設備であること。

放送衛星業務（衛星一般放送）を併せて行う場合にあつては、自らの衛星一般放送の業務を行う場合には免許人が行う衛星一般放送を受信するための設備、他者の衛星一般放送の業務を行わせる場合には免許人以外の者が行う衛星一般放送を受信するための設備であること。

B (略)

エ (略)

第4 (略)

第5 放送関係

1 放送事業用

1において、「放送番組中継」とは、演奏所から送信所（当該送信所から他の送信所を含む。）への方向の放送番組の伝送をいい、「番組素材の中継」とは、取材現場等から演奏所又は受信基地等への方向の放送番組素材の伝送をいう。

(1) 固定局（デジタル変調方式のものを除く。）

(1)において、表1の右欄に示す周波数帯の呼称は左欄に示すとおりとする。

表1 (略)

ア 音声放送番組中継用

(同左)

(ウ) 通信の相手方

A 人工衛星局

免許人又は契約等を締結している者所属の地球局又は受信設備であること。

本邦外の通信を行う場合は、権限のある主管庁の許可を受けた地球局又は受信設備であること。

放送衛星業務（衛星役務利用放送）を併せて行う場合にあつては、衛星役務利用放送を受信するための設備であること。

B (同左)

エ (同左)

第4 (同左)

第5 放送関係

1 放送事業用

(同左)

(1) (同左)

(1)において、表1の右欄に示す周波数帯の呼称は左欄に示すとおりとする。

表1 (同左)

ア 音声放送番組中継用

(ア) 放送番組中継用固定局のうち 958MHz を超え 960MHz 以下の電波を使用する音声放送番組中継用固定局（デジタル変調方式のものを除く。）の審査は、次によるほか、別紙 1 第 1 の基準による。

A (略)

B 免許主体

原則として、中波放送及び短波放送を行う基幹放送事業者等であること。

C～F (略)

(2) (略)

(2)の 2 6.700375GHz を超え 6.719875GHz 以下、6.860375GHz を超え 6.867875GHz 以下、7.571375GHz を超え 7.584875GHz 以下又は 7.731375GHz を超え 7.742375GHz 以下の周波数の電波を使用するデジタル変調方式の放送番組中継を行う固定局（演奏所で作成したステレオコンポジット信号を伝送するものを含む。）又は番組素材の中継を行う固定局（音声 STL/TTL/TSL）

ア～カ (略)

別表

表 1 干渉軽減係数 (IRF) 各方式間の組合せ表 (4/4)

希望波	妨害波	参照表番号
デジタル TSL	音声回線 (64QAM)	表 9
	音声回線 (4PSK)	
	監視・制御	
デジタル STL TS 伝送	音声回線 (64QAM)	表 8
	音声回線 (4PSK)	
	監視・制御	
(略)	(略)	(略)

(ア) 放送番組中継用固定局のうち 958MHz を超え 960MHz 以下の電波を使用する音声放送番組中継用固定局（デジタル変調方式のものを除く。）の審査は、次によるほか、別紙 1 第 1 の基準による。

A (同左)

B 免許主体

原則として、中波放送及び短波放送を行う放送事業者であること。

C～F (同左)

(2) (同左)

(2)の 2 6.700375GHz を超え 6.719875GHz 以下、6.860375GHz を超え 6.867875GHz 以下、7.571375GHz を超え 7.584875GHz 以下又は 7.731375GHz を超え 7.742375GHz 以下の周波数の電波を使用するデジタル変調方式の放送番組中継を行う固定局（演奏所で作成したステレオコンポジット信号を伝送するものを含む。）又は番組素材の中継を行う固定局（音声 STL/TTL/TSL）

ア～カ (略)

別表

表 1 干渉軽減係数 (IRF) 各方式間の組合せ表 (4/4)

希望波	妨害波	参照表番号
デジタル TSL	音声回線 (64QAM)	表 8
	音声回線 (4PSK)	
	監視・制御	
デジタル STL TS 伝送	音声回線 (64QAM)	表 9
	音声回線 (4PSK)	
	監視・制御	
(同左)	(同左)	(同左)

(2)の3～(3)の2 (略)

(4) 3.5GHz帯(3,456MHzを超え3,600MHz以下)、6GHz帯(5,850MHzを超え5,925MHz以下)、6.4GHz帯(6,425MHzを超え6,570MHz以下)、6.5GHz帯(6,570MHzを超え6,870MHz以下)、7GHz帯(6,870MHzを超え7,125MHz以下)、7.5GHz帯(7,425MHzを超え7,750MHz以下)、10GHz帯(10.25GHzを超え10.45GHz以下)、10.5GHz帯(10.55GHzを超え10.68GHz以下)及び13GHz帯(12.95GHzを超え13.25GHz以下)の周波数の電波を使用する番組素材の中継を行う固定局(デジタル変調方式のものに限る。)

審査は、次の基準によるほか、別紙1第1の基準により行う。

ア・イ (略)

ウ 周波数等

(ア) 周波数等の指定は(9)放送事業用の固定業務及び移動業務に対するSHF帯周波数の割当方針及び地域周波数利用計画策定基準一覧表によるほか、下記によるものとする。

A・B (略)

C その他

(A) (略)

(B) 偏波面は、隣接チャネルの関係にある2つのチャネルの割当てにおいて可能な限り水平と垂直を交互とする、同一の基幹放送事業者等に係る2つのチャネルの割当てにおいては可能な限りコチャネル伝送とするなど、周波数の有効利用になるように選定すること。

(イ)・(ウ) (略)

エ～キ (略)

(5) 移動業務の局(実数零点単側波帯変調方式(以下「RZ-SSB変調方式」

(2)の3～(3)の2 (同左)

(4) 3.5GHz帯(3,456MHzを超え3,600MHz以下)、6GHz帯(5,850MHzを超え5,925MHz以下)、6.4GHz帯(6,425MHzを超え6,570MHz以下)、6.5GHz帯(6,570MHzを超え6,870MHz以下)、7GHz帯(6,870MHzを超え7,125MHz以下)、7.5GHz帯(7,425MHzを超え7,750MHz以下)、10GHz帯(10.25GHzを超え10.45GHz以下)、10.5GHz帯(10.55GHzを超え10.68GHz以下)及び13GHz帯(12.95GHzを超え13.25GHz以下)の周波数の電波を使用する番組素材の中継を行う固定局(デジタル変調方式のものに限る。)

審査は、次の基準によるほか、別紙1第1の基準により行う。

ア・イ (同左)

ウ 周波数等

(ア) (同左)

A・B (同左)

C その他

(A) (同左)

(B) 偏波面は、隣接チャネルの関係にある2つのチャネルの割当てにおいて可能な限り水平と垂直を交互とする、同一の放送事業者に係る2つのチャネルの割当てにおいては可能な限りコチャネル伝送とするなど、周波数の有効利用になるように選定すること。

(イ)・(ウ) (同左)

エ～キ (同左)

(5) (同左)

という。)、四値周波数偏位変調方式(以下「4FSK 変調方式」という。)その他のデジタル変調方式のものを除く。)

審査は、次の基準並びに別紙1第3の1から3までの基準により行う。ただし、特定ラジオマイクの陸上移動局については、次のア、イ及び別紙2第2の3(5)の基準により行う。

ア～ウ (略)

エ 基地局及び携帯基地局(以下「基地局等」という。)の無線設備の設置場所及び陸上移動局等の移動範囲の審査は、次の基準の範囲内であること。

(ア) 基地局等の無線設備の設置場所は、免許人所属の基幹放送局を用いて行われる基幹放送に係る放送対象地域内であること。

(イ) (略)

(ウ) 県域又は広域を放送対象地域とする放送を行う協会外基幹放送事業者等所属の陸上移動局等の移動範囲は全国とする。この場合、免許人の放送対象地域以外の地域においては、他の無線局の運用に妨害を与えないこと。

(エ) 短波放送を行う基幹放送事業者等所属の陸上移動局等の移動範囲は全国とする。この場合において、この周波数に、「この周波数の使用は、関東地方以外の地域においては、他の無線局の運用に妨害を与えない場合に限る。」旨の付款を付す。

(オ)・(カ) (略)

オ～キ (略)

ク 周波数の選定は、次の基準並びにエ、オ及びケからサまでの基準による。ただし、これらによることが不相当と認められる場合は、この限りでない。

(ア) 中波放送及び超短波放送を行う基幹放送事業者等の開設する無線局であって、放送番組素材の中継を主として行うものは、別表

(同左)

ア～ウ (同左)

エ (同左)

(ア) 基地局等の無線設備の設置場所は、免許人所属の放送局の放送対象地域内であること。

(イ) (同左)

(ウ) 県域又は広域を放送対象地域とする放送を行う一般放送事業者所属の陸上移動局等の移動範囲は全国とする。この場合、免許人の放送対象地域以外の地域においては、他の無線局の運用に妨害を与えないこと。

(エ) 短波放送を行う放送事業者所属の陸上移動局等の移動範囲は全国とする。この場合において、この周波数に、「この周波数の使用は、関東地方以外の地域においては、他の無線局の運用に妨害を与えない場合に限る。」旨の付款を付す。

(オ)・(カ) (同左)

オ～キ (同左)

ク (同左)

(ア) 中波放送及び超短波放送を行う放送事業者の開設する無線局であって、放送番組素材の中継を主として行うものは、別表1に定



1に定める範囲内において番組中継用の周波数を指定するものとする。この場合において、大都市及び大工業地帯並びにこれらの周辺を主として移動するものについては、できる限り460MHz帯の電波を使用するものであり、同一免許人の使用することとなる電波の数は、構成しようとする通信系統又は通信量からみて必要と認められるときは、協会外基幹放送事業者等については、原則として2波までとし、160MHz帯及び460MHz帯においてそれぞれ1波とすること。

(イ) テレビジョン放送に併せて中波放送を行う基幹放送事業者等の開設する無線局であって、音声放送番組素材の中継を主として行うものは、(ア)に掲げる電波のうち460MHz帯の電波を使用するものとする。この場合において、協会外基幹放送事業者等については、同一免許人の使用することとなる電波の数は1波であること。ただし、(ア)及び(イ)の基準による電波を合計した数は、同一免許人について原則として2波以下とすること。

(ウ) テレビジョン放送を行う基幹放送事業者等の開設する無線局であって、800MHz帯、マイクロ波帯、42GHz帯及び55GHz帯の周波数の電波により放送番組素材の中継を主として行うものは、次の基準によるほか、地域周波数利用計画策定基準一覧表に規定する範囲内であること。

A (略)

B 各基幹放送事業者等の移動業務の局（デジタル変調方式のものを除く。）に対して割当てる周波数の数は、原則として下表のとおりとする。ただし、55GHz帯においては、54.27GHzを超え55.27GHz以下の周波数の電波を共用するものとする（注1）。

放送事業者区分	使用区域 (放送対象区域)	割当周波数の最大数			
		800MHz帯(注4)	B、C又はD	E、F又はG	42GHz帯(注5)

める範囲内において番組中継用の周波数を指定するものとする。この場合において、大都市及び大工業地帯並びにこれらの周辺を主として移動するものについては、できる限り460MHz帯の電波を使用するものであり、同一免許人の使用することとなる電波の数は、構成しようとする通信系統又は通信量からみて必要と認められるときは、一般放送事業者については、原則として2波までとし、160MHz帯及び460MHz帯においてそれぞれ1波とすること。

(イ) テレビジョン放送に併せて中波放送を行う放送事業者の開設する無線局であって、音声放送番組素材の中継を主として行うものは、(ア)に掲げる電波のうち460MHz帯の電波を使用するものとする。この場合において、一般放送事業者については、同一免許人の使用することとなる電波の数は1波であること。ただし、(ア)及び(イ)の基準による電波を合計した数は、同一免許人について原則として2波以下とすること。

(ウ) テレビジョン放送を行う放送事業者の開設する無線局であって、800MHz帯、マイクロ波帯、42GHz帯及び55GHz帯の周波数の電波により放送番組素材の中継を主として行うものは、次の基準によるほか、地域周波数利用計画策定基準一覧表に規定する範囲内であること。

A (同左)

B 各放送事業者の移動業務の局（デジタル変調方式のものを除く。）に対して割当てる周波数の数は、原則として下表のとおりとする。ただし、55GHz帯においては、54.27GHzを超え55.27GHz以下の周波数の電波を共用するものとする（注1）。

放送事業者区分	使用区域 (放送対象区域)	割当周波数の最大数			
		800MHz帯(注4)	B、C又はD	E、F又はG	42GHz帯(注5)

日本放送協会	関東広域圏	4	5	3	5
	中京及び近畿広域圏	4	4	2	5
	その他	4	4	2	5
協会外 基幹放送事業者等	関東、中京及び近畿広域圏	4	2	2	5
	県域(注2)	4	2	2	5
	各広域圏の県域(注3)	4	1	2	5

(注1) (略)

(注2) 岡山、香川及び鳥取、島根の両県を放送区域とする協会外基幹放送事業者等を含む。

(注3) チャンネル移行に伴い、基幹放送事業者等間でチャンネルを共用することにより移行前に比べ運用に支障を来すこととなる場合であって必要と認めるときは、「B、C又はD」又は「E、F又はG」欄のどちらか一方の割当周波数の最大数に1を加算することができる。この場合、新たに割り当てるチャンネルも基幹放送事業者等間の共用を前提とする。

(注4)・(注5) (略)

C～F (略)

(エ) 中波放送、超短波放送及びテレビジョン放送を行う基幹放送事業者等の開設する無線局であって、放送番組の取材及び無線局の建設、保守、調査等を行うためのもの、又はこれらを主として行い、併せて放送番組素材の中継を行うためのものは、地域周波数利用計画策定基準一覧表において取材用の周波数を選定し指定するものとする。ただし、460MHz帯の周波数の電波を使用し、放送番組の取材及び無線局の建設、保守、調査等のみを行うためのものについては、占有周波数帯幅の許容値が8.5kHzのものとする。

日本放送協会	関東広域圏	4	5	3	5
	中京及び近畿広域圏	4	4	2	5
	その他	4	4	2	5
一般放送事業者	関東、中京及び近畿広域圏	4	2	2	
	県域(注2)	4	2	2	5
	各広域圏の県域(注3)		1	2	

(注1) (同左)

(注2) 岡山、香川及び鳥取、島根の両県を放送区域とする一般放送事業者を含む。

(注3) チャンネル移行に伴い、放送事業者間でチャンネルを共用することにより移行前に比べ運用に支障を来すこととなる場合であって必要と認めるときは、「B、C又はD」又は「E、F又はG」欄のどちらか一方の割当周波数の最大数に1を加算することができる。この場合、新たに割り当てるチャンネルも放送事業者間の共用を前提とする。

(注4)・(注5) (同左)

C～F (略)

(エ) 中波放送、超短波放送及びテレビジョン放送を行う放送事業者の開設する無線局であって、放送番組の取材及び無線局の建設、保守、調査等を行うためのもの、又はこれらを主として行い、併せて放送番組素材の中継を行うためのものは、地域周波数利用計画策定基準一覧表において取材用の周波数を選定し指定するものとする。ただし、460MHz帯の周波数の電波を使用し、放送番組の取材及び無線局の建設、保守、調査等のみを行うためのものについては、占有周波数帯幅の許容値が8.5kHzのものとする。

なお、基地局等の設置場所が大都市の中心部又は大工業地帯周辺等である場合は、できる限り 460MHz 帯の周波数の電波を使用するものとし、同一免許人が使用することとなる電波の数は構成しようとする通信系統、通信量又は当該無線局の地理的配置等からみて必要と認められるときは、協会外基幹放送事業者等については、2 波までとし、460MHz 帯の周波数の電波を使用する場合であって、東京都、横浜市、名古屋市、大阪市、北九州市又は福岡市の全部又は大部分を放送区域とする基幹放送事業者等が当該放送区域内に基地局等を開設する場合には、460MHz 帯の周波数の電波を陸上移動局等に、その電波の周波数より 10MHz 高い周波数の電波を基地局等に使用するものとする。

ケ (略)

コ 伝送の質の審査は、陸上移動局等の通信地点のうち標準的なものについて、次の基準によること。

(ア) (略)

(イ) 770MHz 以上の電波を使用するものの伝送の質の審査は、通常使用する電波伝搬路のうち、標準と認められる伝搬路について、別紙 2 第 2 の 4(12)エの 1,000MHz 以上の電波を使用する基幹放送事業者等無線局に係る規定を準用すること。

サ・シ (略)

#### ス 周波数の使用期限

160MHz 帯 (142MHz を超え 169MHz 以下) で占有周波数帯幅 16kHz 以下の周波数の指定は、平成 16 年 6 月 1 日以降は、現に当該免許人が指定を受けている周波数を除き、新たな当該アナログ変調方式の周波数の指定は行わないこととする。

なお、基地局等の設置場所が大都市の中心部又は大工業地帯周辺等である場合は、できる限り 460MHz 帯の周波数の電波を使用するものとし、同一免許人が使用することとなる電波の数は構成しようとする通信系統、通信量又は当該無線局の地理的配置等からみて必要と認められるときは、一般放送事業者については、2 波までとし、460MHz 帯の周波数の電波を使用する場合であって、東京都、横浜市、名古屋市、大阪市、北九州市又は福岡市の全部又は大部分を放送区域とする放送事業者が当該放送区域内に基地局等を開設する場合には、460MHz 帯の周波数の電波を陸上移動局等に、その電波の周波数より 10MHz 高い周波数の電波を基地局等に使用するものとする。

ケ (同左)

コ (同左)

(ア) (同左)

(イ) 770MHz 以上の電波を使用するものの伝送の質の審査は、通常使用する電波伝搬路のうち、標準と認められる伝搬路について、別紙 2 第 2 の 4(12)エの 1,000MHz 以上の電波を使用する放送事業者無線局に係る規定を準用すること。

サ・シ (同左)

#### ス 周波数の使用期限

160MHz 帯 (142MHz を超え 169MHz 以下) で占有周波数帯幅 16kHz 以下のアナログ変調方式の周波数の使用期限は、平成 26 年 5 月 31 日までとする。なお、平成 16 年 6 月 1 日以降は、現に当該免許人が指定を受けている周波数を除き、新たな当該アナログ変調方式の周波数の指定は行わないものとする。また、平成 21 年 6 月 1 日以降の再免許等にあたっては、「この周波数の使用は平成 26 年 5 月 31 日までとする。」旨の付款を付すものとする。

セ～ソ (略)

- (6) 移動業務の局 (RZ—SSB 変調方式又は 4FSK (SCPC) 変調方式 (4FSK 変調方式であって、チャンネル間隔が 6.25kHz であり、かつ、一の搬送波当たりのチャンネル数が一のをいう。以下同じ。)のものに限る。)

審査は次の基準によるほか、別紙 1 第 3 の 1 及び 3 の基準により行う。

ア (略)

イ 総則

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 設置場所・移動範囲

基地局等の無線設備の設置場所及び陸上移動局等の移動範囲の審査は、次の基準の範囲内であること。

A 基地局等の無線設備の設置場所は、免許人所属の基幹放送局を用いて行われる基幹放送に係る放送対象地域内であること。

B (略)

C 県域又は広域を放送対象地域とする放送を行う協会外基幹放送事業者等所属の陸上移動局等の移動範囲は全国とする。この場合、免許人の放送対象地域以外の地域においては、他の無線局の運用に妨害を与えないこと。

D 全国を放送対象地域として放送を行う協会外基幹放送事業者等所属の陸上移動局等の移動範囲は全国とする。

E・F (略)

ウ (略)

エ 周波数等

周波数等の指定は、下記によるものとする。

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 各基幹放送事業者等に対して割り当てる周波数の数 (対向波の

セ～ソ (同左)

- (6) 移動業務の局 (RZ—SSB 変調方式又は 4FSK (SCPC) 変調方式 (4FSK 変調方式であって、チャンネル間隔が 6.25kHz であり、かつ、一の搬送波当たりのチャンネル数が一のをいう。以下同じ。)のものに限る。)

(同左)

ア (同左)

イ 総則

(ア)～(ウ) (同左)

(エ) 設置場所・移動範囲

(同左)

A 基地局等の無線設備の設置場所は、免許人所属の放送局の放送対象地域内であること。

B (同左)

C 県域又は広域を放送対象地域とする放送を行う一般放送事業者所属の陸上移動局等の移動範囲は全国とする。この場合、免許人の放送対象地域以外の地域においては、他の無線局の運用に妨害を与えないこと。

D 全国を放送対象地域として放送を行う一般放送事業者所属の陸上移動局等の移動範囲は全国とする。

E・F (同左)

ウ (同左)

エ 周波数等

周波数等の指定は、下記によるものとする。

(ア)・(イ) (同左)

(ウ) 各放送事業者等に対して割り当てる周波数の数 (対向波の数) は、

数)は、構成しようとする通信系統、通信量又は当該無線局の地理的配置等からみて必要と認められる範囲でかつ下表の割当周波数の最大数の範囲内で割り当てるものとする。

放送事業者区分	使用区域 (放送対象地域)	割当周波数の最大数(注3)	
		テレビジョン放送事業者(注1)	音声放送事業者(注2)
日本放送協会	全国	6	
協会外基幹放送事業者等	全国	1	1
	広域	4	2
	県域	4	2

(注1)～(注3) (略)

(エ) (略)

オ・カ (略)

(7) 800MHz帯(770MHzを超え806MHz以下)、6GHz帯(5,850MHzを超え5,925MHz以下)、6.4GHz帯(6,425MHzを超え6,570MHz以下)、7GHz帯(6,870MHzを超え7,125MHz以下)、10GHz帯(10.25GHzを超え10.45GHz以下)、10.5GHz帯(10.55GHzを超え10.68GHz以下)、13GHz帯(12.95GHzを超え13.25GHz以下)、42GHz帯(41GHzを超え42GHz以下)及び55GHz帯(54.27GHzを超え55.27GHz以下)の周波数の電波を使用する番組素材の中継を行う移動業務の無線局(デジタル変調方式のものに限る。)

ア (略)

イ 移動範囲

陸上移動局等の移動範囲は、次の基準の範囲内であること。

(ア) 日本放送協会所属の陸上移動局等の移動範囲は、全国とする。

(イ) 県域又は広域を放送対象地域とする放送を行う協会外基幹放送事業者等所属の陸上移動局等の移動範囲は全国とする。この場合、

構成しようとする通信系統、通信量又は当該無線局の地理的配置等からみて必要と認められる範囲でかつ下表の割当周波数の最大数の範囲内で割り当てるものとする。

放送事業者区分	使用区域 (放送対象地域)	割当周波数の最大数(注3)	
		テレビジョン放送事業者(注1)	音声放送事業者(注2)
日本放送協会	全国	6	
一般放送事業者	全国	1	1
	広域	4	2
	県域	4	

(注1)～(注3) (同左)

(エ) (同左)

オ・カ (同左)

(7) 800MHz帯(770MHzを超え806MHz以下)、6GHz帯(5,850MHzを超え5,925MHz以下)、6.4GHz帯(6,425MHzを超え6,570MHz以下)、7GHz帯(6,870MHzを超え7,125MHz以下)、10GHz帯(10.25GHzを超え10.45GHz以下)、10.5GHz帯(10.55GHzを超え10.68GHz以下)、13GHz帯(12.95GHzを超え13.25GHz以下)、42GHz帯(41GHzを超え42GHz以下)及び55GHz帯(54.27GHzを超え55.27GHz以下)の周波数の電波を使用する番組素材の中継を行う移動業務の無線局(デジタル変調方式のものに限る。)

ア (同左)

イ 移動範囲

(同左)

(ア) (同左)

(イ) 県域又は広域を放送対象地域とする放送を行う一般放送事業者所属の陸上移動局等の移動範囲は全国とする。この場合、免許人

免許人の放送対象地域以外の地域においては、他の無線局の運用に妨害を与えないこと。

(ウ) (ア)及び(イ)の規定によるほか、地域周波数利用計画策定一覧表において使用区域が制限されている周波数を使用する陸上移動局等の移動範囲は、当該制限区域を除く地域であること。ただし、制限範囲が異なる指定周波数が複数ある場合の移動範囲は、当該周波数ごとに制限区域に係る付款を付すこと。

(エ) 臨時に無線局を開設する場合等特にその必要性があると認められる場合は、(ア)から(ウ)までによらないことができる。

ウ (略)

エ 周波数等

(ア) 周波数等の指定は地域周波数利用計画策定基準一覧表によるほか、下記によるものとする。

A (略)

B マイクロ波帯

(a) (略)

(b) 各基幹放送事業者等の移動業務の無線局（デジタル変調方式のものに限る。）に対して割り当てる周波数の数は、(5)ク(ウ)Bの表（「800MHz 帯」及び「42GHz 帯」欄を除く。）のとおりとする。

(イ)・(ウ) (略)

オ～ケ (略)

(8) (略)

(9) 放送事業用の固定業務及び移動業務に対する SHF 帯周波数の割当方針  
放送事業用の固定業務及び移動業務に対する 3,400MHz を超え 3,600MHz 以下、5,850MHz を超え 5,925MHz 以下、6,425MHz を超え 6,570MHz 以下、6,570MHz を超え 6,870MHz 以下、6,870MHz を超え

の放送対象地域以外の地域においては、他の無線局の運用に妨害を与えないこと。

(ウ) (同左)

(エ) (同左)

ウ (同左)

エ 周波数等

(ア) 周波数等の指定は地域周波数利用計画策定基準一覧表によるほか、下記によるものとする。

A (同左)

B マイクロ波帯

(a) (同左)

(b) 各放送事業者の移動業務の無線局（デジタル変調方式のものに限る。）に対して割り当てる周波数の数は、(5)ク(ウ)Bの表（「800MHz 帯」及び「42GHz 帯」欄を除く。）のとおりとする。

(イ)・(ウ) (同左)

オ～ケ (同左)

(8) (同左)

(9) 放送事業用の固定業務及び移動業務に対する SHF 帯周波数の割当方針  
(同左)

7, 125MHz 以下、7, 425MHz を超え 7, 750MHz 以下、10. 25GHz 帯を超え 10. 45GHz 以下、10. 55GHz を超え 10. 68GHz 以下及び 12. 95GHz を超え 13. 25GHz 以下の各周波数帯の周波数の割当てについては、(1)から(5)まで及び(7)の規定によるほか、原則として以下の方針により行う。

ア～ケ (略)

コ 移行措置等

(ア)・(イ) (略)

(ウ) その他

基幹放送事業者等が現に指定を受けている移動業務用チャンネルを同一基幹放送事業者等の TSL 回線に割り当てる場合に限り、その移動業務用チャンネルは固定業務用チャンネルとみなすことができるものとする。

サ (略)

別表 1～別表 5 の 2 (略)

別表 5 の 3 6, 570—6, 870MHz 帯の割当周波数

1 デジタル方式音声 STL/TTL/TSL

周波数間隔=500kHz

表 (略)

注 基幹放送事業者等間の調整において、周波数使用順位が定められている地域においては、上表の使用順位にかかわらず、調整された周波数を順位で指定すること。

2 (略)

別表 6～別表 7 の 2 (略)

別表 7 の 3 7, 425—7, 750MHz 帯の割当周波数

1 デジタル方式音声 STL/TTL/TSL

周波数間隔=500kHz

表 (略)

ア～ケ (同左)

コ 移行措置等

(ア)・(イ) (同左)

(ウ) その他

放送事業者が現に指定を受けている移動業務用チャンネルを同一放送事業者の TSL 回線に割り当てる場合に限り、その移動業務用チャンネルは固定業務用チャンネルとみなすことができるものとする。

サ (同左)

別表 1～別表 5 の 2 (同左)

別表 5 の 3 6, 570—6, 870MHz 帯の割当周波数

1 デジタル方式音声 STL/TTL/TSL

周波数間隔=500kHz

表 (同左)

[新規]

2 (同左)

別表 6～別表 7 の 2 (同左)

別表 7 の 3 7, 425—7, 750MHz 帯の割当周波数

1 デジタル方式音声 STL/TTL/TSL

周波数間隔=500kHz

表 (同左)

注 基幹放送事業者等間の調整において、周波数使用順位が定められている地域においては、上表の使用順位にかかわらず、調整された周波数を順位で指定すること。

- 2 デジタル方式監視・制御用固定回線  
(略)

別表8～別表10 (略)

- 2 中波放送局  
(略)

- 3 国際放送局及び中継国際放送局

国際放送及び中継国際放送を行う基幹放送局の周波数等の指定の変更申請に係る審査は、次の基準によるほか、別紙1第2の4の基準により行う。

- (1)・(2) (略)

- 4 超短波放送局

- (1) コミュニティ放送局

コミュニティ放送局の審査は、次の基準によるほか、別紙1第2の2の基準により行う。

[削除]

[新規]

- 2 デジタル方式監視・制御用固定回線  
(同左)

別表8～別表10 (同左)

- 2 中波放送局  
(同左)

- 3 国際放送局及び中継国際放送局

国際放送及び中継国際放送を行う放送局の周波数等の指定の変更申請に係る審査は、次の基準によるほか、別紙1第2の4の基準により行う。

- (1)・(2) (略)

- 4 超短波放送局

- (1) コミュニティ放送局

コミュニティ放送局の審査は、次の基準によるほか、別紙1第2の2の基準により行う。

ア コミュニティ放送を行おうとする地域（コミュニティ放送事業者又はコミュニティ放送局の免許を受けようとする者が、地域住民の需要に応え放送を実施しようとする地域をいう。以下「放送を行おうとする地域」という。）は、一の市町村（特別区を含み地方自治法第252条の19に規定する指定都市にあっては区とする。以下同じ。）の一部の区域であること。

なお、地域的一体性が認められる場合には、当該区域に接する市町村の一部の区域を併せた区域とすることができる。

イ 免許主体としては、次の各条件に適合しているものであること。



(ア) コミュニティ放送局の免許を受けようとする者（以下この項において「申請者」という。）は、法人格を有する団体（設立準備中の法人を含む。）であることが望ましい。

(イ) 申請者の事業目的が、放送法の趣旨に照らした公共性を有し、かつ、大きな社会的影響力を有する放送事業を行うのに不適切な内容のものでないこと。

(ウ) 申請者が次に規定するもの場合は、(ア)及び(イ)によるほか次の条件に適合しているものであること。

A 有線テレビジョン放送事業者又は有線ラジオ放送の業務を行う者（以下この項において「有線放送事業者」という。）

原則免許主体として認めないが、申請者が放送を行おうとする地域において、他にコミュニティ放送局を開設しようとする者がいないこと、放送を行おうとする地域の住民からコミュニティ放送局の開設について強い要望があること等の事情から、有線放送事業者がコミュニティ放送を行うことが、当該地域におけるコミュニティ放送の普及等のため特に必要があると判断される場合に限り、免許主体として認める。

B 公益法人

当該公益法人の所管庁の監督権が番組編成権に及ばないことを確認した上で免許主体として認める。

ウ 地域密着性の確保のため、次の各条件に適合しているものであること。

(ア) 放送番組の編集

放送を行おうとする地域に密着した各種の情報（地域の行政情報・タウン情報・交通情報・観光情報等）に関する番組等、当該地域の住民の要望にこたえる放送が、1週間の放送時間の50%以上を占めていることが望ましい。

(イ) 役員等

発起人及び役員（予定者を含む。）については、できる限り放送を行おうとする地域内に住所を有する者であること。

また、主たる出資者（予定者を含む。）についても、できる限り放送を行おうとする地域に住所を有する者（当該地域に事業活動の拠点（支社、支店等）を有する者を含む。）であること。

(ウ) 放送番組審議機関の委員

放送番組審議機関の委員は、できる限り放送区域内に住所を有する者であること。

エ 地方自治体の意見照会について

(ア) 審査の参考とするため、当該放送局の放送を行おうとする地域が、コミュニティ放送の特性が十分発揮されることが見込まれる区域であり、公共の福祉の増進に寄与するものであるかどうか等について、当該市町村長に意見を照会すること。

複数市町村に対して放送を行おうとする場合も、当該複数市町村に対して照会をすること。

なお、地形、地勢等の理由により、やむを得ず放送を行おうとする地域以外で放送区域になってしまう市町村に対しては、照会の必要はない。

(イ) カ(ウ)の審査のため、当該放送局の放送を行おうとする地域の周辺の市区町村を通じて新たなコミュニティ放送局の開局計画の情報等について調査すること。

オ 放送区域について

放送を行おうとする地域以外の地域における放送区域はできる限り小さくなるよう、空中線の設置場所はなるべく低い場所であり、また、指向性を持った空中線の使用や俯角付き空中線の使用等の対策を講じたものであること。

ア 放送区域について

放送を行おうとする地域（コミュニティ放送を行う地上基幹放送事業者又はコミュニティ放送局の免許を受けようとする者が、地域住民の需要に応え放送を実施しようとする地域をいう。以下同じ。）以外の地域における放送区域はできる限り小さくなるよう、空中線の設置場所はなるべく低い場所であり、また、指向性を持った空中線の使用や俯角付き空中線の使用等の対策を講じたものであるこ

と。

#### イ 空中線電力について

20W 以下で、かつ、放送を行おうとする地域を放送区域とするために必要最小限の値であること。ただし、次に掲げる要件を全て満たす場合に限り、20W を超える空中線電力とすることができる（当該放送を行おうとする地域がコミュニティ放送局への新たな周波数の割当てが困難な状態にある東京二十三区及びその周辺並びに大阪市及びその周辺（兵庫県南東部を含む。）の地域である場合を除く。）。

(ア) 他の無線局に混信を与えないものであること。

(イ) 当該放送を行おうとする地域（放送法施行規則別表第五号（注）

八に規定する「当該区域が他の市町村の一部の区域に隣接する場合は、その区域を併せた区域とし、当該区域が他の市町村の一部の区域に隣接し、かつ当該隣接する区域が他の市町村の一部の区域に隣接し、住民のコミュニティとしての一体性が認められる場合には、その区域を併せた区域とする。」を適用する地域を除く。

以下、本項において同じ。）の世帯カバー率の向上のための技術的方法として、空中線電力を増加する方法以外に方法がない又は当該方法が最適であると認められること。

(ウ) 当該放送を行おうとする地域の周辺の市区町村を通じて新たなコミュニティ放送局の開局計画の情報等について調査し、その結果把握した情報に基づき開局が計画されている新たなコミュニティ放送局並びに協会及び県域放送を行う協会外基幹放送事業者等において設置が計画されている中継局の諸元への影響がないと認められること。

(エ) 当該放送を行おうとする地域以外の地域における放送区域ができる限り小さくなるよう、工事設計上最大限の措置が講じられていると認められること。

#### ウ 中継局について

#### カ 空中線電力について

20W 以下で、かつ、放送を行おうとする地域を放送区域とするために必要最小限の値であること。ただし、次に掲げる要件をすべて満たす場合に限り、20W を超える空中線電力とすることができる（当該放送を行おうとする地域がコミュニティ放送局への新たな周波数の割当てが困難な状態にある東京二十三区及びその周辺並びに大阪市及びその周辺（兵庫県南東部を含む。）の地域である場合を除く。）。

(ア) 他の無線局に混信を与えないものであること。

(イ) 当該放送を行おうとする地域の世帯カバー率の向上のための技術的方法として、空中線電力を増加する方法以外に方法がない又は当該方法が最適であると認められること。

(ウ) 当該放送を行おうとする地域の周辺の市区町村において、エ(イ)の調査等に基づき把握した開局が計画されている新たなコミュニティ放送局並びに協会及び県域放送を行う一般放送事業者において設置が計画されている中継局の諸元への影響がないと認められること。

(エ) 当該放送を行おうとする地域以外の地域における放送区域ができる限り小さくなるよう、工事設計上最大限の措置が講じられていると認められること。

#### キ 中継局について

放送を行おうとする地域内の不感地域解消のため、中継局（申請者の主たる基幹放送局の放送番組と同一の内容を放送するものに限る。）を設置する場合には、主たる基幹放送局と同一の周波数を使用し、かつ、妨害が発生しない場合に限り認めることとする。ただし、主たる基幹放送局と同一の周波数を使用することが技術的に困難な場合等に限り、異なる周波数を使用することを認めることとする。

(2) イベント放送局

イベント放送局の審査は、次の基準によるほか、別紙1第2の2の基準により行う。

ア・イ （略）

ウ 放送対象地域は、イベント会場及びその周辺であること。

[削除]

(3) 臨時災害放送局

臨時災害放送局の審査は、次の基準によるほか、別紙1第2の2の基準により行う。

ア 免許主体としては、被災地の地方公共団体等、災害対策放送を行うのに適した団体であること。

イ 放送対象地域は、災害対策に必要な地域の範囲内であること。

[削除]

[削除]

放送を行おうとする地域内の不感地域解消のため、中継局（申請者の主たる放送局の放送番組と同一の内容を放送するものに限る。）を設置する場合には、主たる放送局と同一の周波数を使用し、かつ、妨害が発生しない場合に限り認めることとする。ただし、主たる放送局と同一の周波数を使用することが技術的に困難な場合等に限り、異なる周波数を使用することを認めることとする。

(2) イベント放送局

(同左)

ア・イ （同左）

ウ （同左）

エ 放送番組は、イベントの円滑な運営に資するとともに、これに参加し、又は入場する者の利便及び安全を確保するために必要な範囲内のものであること。

(3) 臨時災害放送局

(同左)

ア （同左）

イ （同左）

ウ 放送番組は、被災地における被災者への支援及び救援活動等の円滑な実施を確保するために必要な範囲内のものであること。

(4) 衛星補助放送局

ア 免許主体は、同一の放送番組の放送を行おうとする放送衛星局（以下「主となる放送衛星局」という。）に係る一般放送事業者（見込みのある者を含む。）と同一であること。

イ 放送事項は、「免許人所属の放送衛星局により放送している放送番

組と同一の放送事項」と記載されていること。

#### ウ 設置場所

(ア) 空中線と送受信装置が同一構内にない場合は、空中線及び送受信装置の位置をそれぞれ無線設備の設置場所としてとらえ無線局事項書に記載していること。

(イ) 送受信装置が、異なる二以上の空中線に接続されている場合は、空中線の位置ごとに無線設備の設置場所としてとらえること（同一構内に空中線が設置されている場合を除く。）

エ 衛星補助放送局の送信設備の設置場所は、主となる放送衛星局の電波が、地形、建造物等によって、遮蔽、減衰又は反射を受けることその他の原因により、当該放送衛星局の電波を正常に受信できない区域（以下「受信改善区域」という。）の受信状態を改善するため合理的と認められる場所であること。

オ 衛星補助放送の放送番組中継回線の 12GHz 帯の周波数を受信する衛星補助放送局の受信設備の設置場所は、公共業務及び一般業務用の固定局と共用を図ることが可能な場所であること。

カ 空中線の指向特性は、受信改善区域の形状等から見て、受信改善区域に対し、効率的に電波をふく射し、かつ、受信改善区域以外の区域に対しては、できる限り電波のふく射を抑える特性であること。

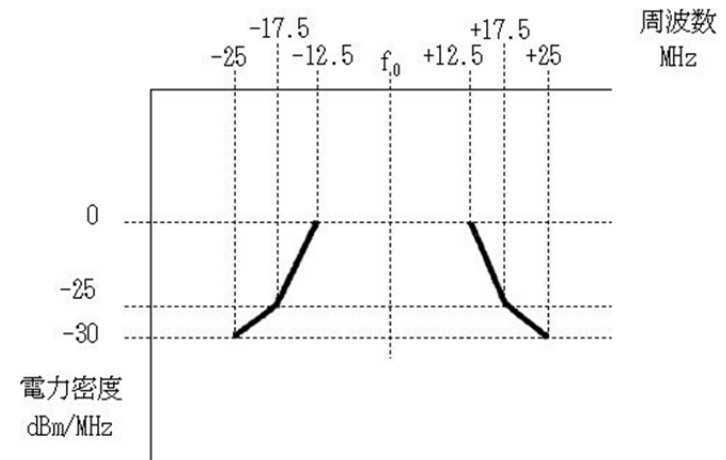
キ 空中線電力は、増幅器当たり 20W 以下であり、かつ、必要最小限の値を指定すること。

ク 実効輻射電力の値は、空中線に供給される電力に各方向における空中線の相対利得、給電損失等を乗除してその中で最大のものを指定すること。

指定にあたっては、3けた目を四捨五入して2けたで表示すること。ただし、1けた目の数字が1の場合には、3けた目の数字が2以下のときには切り捨て、8以上の場合には切り上げ、3から7までのときは5とすること。

ケ エ、カ及びキの審査に当たり、受信改善区域を示す図等の資料の提出を申請者から求め、当該空中線電力が必要な根拠を確認するものとする。

コ 送信出力（増幅器当たり）の電力スペクトルは、空中線電力に係わらず次図の範囲内であること。ただし、既に免許を受けているものについては平成23年3月末までこの規定を適用しない。



## 5 超短波文字多重放送局又は超短波音声多重放送局

### (1) コミュニティ放送局

コミュニティ放送局の電波に重畳して多重放送を行う放送局の審査は、免許主体として次に掲げるいずれかの者であることのほか、別紙1第2の3の基準により行う。

ア コミュニティ放送を行う放送事業者又はコミュニティ放送局の免許を受けようとする者(以下この項において「コミュニティ放送事業者」という。)であって、当該コミュニティ放送事業者が開設するコミュニティ放送局の無線設備を共用して多重放送を行おうとするも

## 5 超短波文字多重放送局又は超短波音声多重放送局

### (1) コミュニティ放送局

コミュニティ放送局の電波に重畳して多重放送を行う放送局の審査は、次の基準によるほか、別紙1第2の3の基準により行う。

ア 免許主体としては、次に掲げるいずれかの者であること。

(ア) コミュニティ放送を行う放送事業者又はコミュニティ放送局の免許を受けようとする者(以下この項において「コミュニティ放送事業者」という。)であって、当該コミュニティ放送事業者が開設するコミュニティ放送局の無線設備を共用して多重放送を行おう

の。

イ コミュニティ放送事業者が開設するコミュニティ放送局の無線設備を共用して多重放送を行おうとするもの。

[削除]

(2) イベント放送局

イベント放送局の電波に重畳して多重放送を行う放送局の審査は、次の基準によるほか、別紙1第2の3の基準により行う。

ア 免許主体としては、次に掲げるいずれかの者であること。

(ア) 免許主体としては、イベントの主催者（国又は地方公共団体を除く。）又はイベントの主催者の委託により当該イベント全般の運営を行う者であって、自らが開設するイベント放送局の無線設備を共用して多重放送を行おうとするもの。

(イ) 基幹放送事業者等が開設するイベント放送局の無線設備を共用して多重放送を行おうとするもの。

イ 放送対象地域は、イベント会場及びその周辺であること。

[削除]

(3) 臨時災害放送局

臨時災害放送局の電波に重畳して多重放送を行う放送局の審査は、次の基準によるほか、別紙1第2の3の基準により行う。

ア 免許主体としては、次に掲げるいずれかの者であること。

(ア) (略)

(イ) 基幹放送事業者等が開設する臨時災害放送局の無線設備を共用して多重放送を行おうとするもの。

イ (略)

とするもの。

(イ) コミュニティ放送事業者が開設するコミュニティ放送局の無線設備を共用して多重放送を行おうとするもの。

イ 地域密着性の確保のため、4(1)ウの条件に適合しているものであること。

(2) イベント放送局

(同左)

ア (同左)

(ア) (同左)

(イ) 放送事業者が開設するイベント放送局の無線設備を共用して多重放送を行おうとするもの。

イ (同左)

ウ 放送番組は、イベントの円滑な運営に資するとともに、これに参加し、又は入場する者の利便及び安全を確保するために必要な範囲内のものであること。

(3) 臨時災害放送局

(同左)

ア (同左)

(ア) (同左)

(イ) 放送事業者が開設する臨時災害放送局の無線設備を共用して多重放送を行おうとするもの。

イ (同左)

[削除]

## 6 受信障害対策中継放送を行う放送局

中波放送（受信障害対策中継放送）、超短波放送（受信障害対策中継放送）、超短波文字重放送（受信障害対策中継放送）及び高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送（デジタル放送・受信障害対策中継放送）を行う放送局（以下この項において「受信障害対策中継局」という。）の審査は、次の基準によるほか、別紙1第2（同1の(3)に掲げる事項を除く。）の基準により行う。

- (1) 受信障害対策中継局の免許を受けようとする者は、地方公共団体又は放送の受信障害解消を図るため放送の再放送を行う団体を基本とし、当該放送局の業務を公正かつ的確に運用することができる者であること。
- (2) 放送の受信障害解消を図るため、次の区域において開設されるものであり、原則として放送対象地域内に含まれるものであること。
  - ア 放送区域内における建造物等人為的要因及び丘陵等自然的要因により受信障害が発生している区域
  - イ 山間地等自然的要因により受信障害が発生しているため、他の放送区域に隣接した場所に放送の受信施設を設置し、連絡線により信号を伝送して放送を再放送する区域
  - ウ 地下街等において、基幹放送局とその放送の受信を目的とする無線設備との間の電波が遮へいされることにより放送が受信できない区域
  - エ 他の基幹放送局等からの電波により受信障害が発生している区域
- (3) 受信障害対策中継局の放送の中止事故の際、早期復旧を図ることができるよう、放送事業者等関係者と緊急連絡網を事前に構築し、早期復旧を確保する体制ができていないこと。

[削除]

ウ 放送番組は、被災地における被災者への支援及び救援活動等の円滑な実施を確保するために必要な範囲内のものであること。

## 6 受信障害対策中継放送を行う放送局

高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送（デジタル放送・受信障害対策中継放送）を行う放送局（以下この項において「デジタル受信障害対策中継局」という。）の審査は、次の基準によるほか、別紙1第2の1の基準により行う。

- (1) デジタル受信障害対策中継局の免許を受けようとする者は、地方公共団体又は放送の受信障害解消を図るため放送の再送信を行う団体を基本とし、当該放送局の業務を公正かつ的確に運用することができる者であること。
- (2) （同左）
  - ア （同左）
  - イ 山間地等自然的要因により受信障害が発生しているため、他の放送区域に隣接した場所に放送の受信施設を設置し、連絡線により信号を伝送して放送を再送信する区域
  - ウ 地下街等において、放送局とその放送の受信を目的とする無線設備との間の電波が遮へいされることにより放送が受信できない区域
  - エ 他の放送局からの電波により受信障害が発生している区域
- (3) デジタル受信障害対策中継局の放送の中止事故の際、早期復旧を図ることができるよう、放送事業者等関係者と緊急連絡網を事前に構築し、早期復旧を確保する体制ができていないこと。

## 7 実験試験局



放送事業者が開設する衛星補助放送を行う同一の周波数を使用する実験試験局（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成15年総務省令第26号）第4章に適合するものに限る。）の審査は、次の基準による。

(1) 免許主体は、同一の放送番組の放送を行おうとする放送衛星局（主となる放送衛星局）に係る一般放送事業者（見込みのある者を含む。）と同一であること。

(2) 次の目的のために開設されるものであること。

ア 放送事業者が開設する衛星補助放送を行う無線局の置局調査の実地試験

イ 機器の性能向上など技術進歩のための実地試験

ウ 各種展示会場等における端末の展示に供することによる公衆へのサービス普及

(3) 通信の相手方は、免許人所属の受信設備であること。

(4) 通信事項は、実験、試験又は調査に必要な事項であること。

(5) 免許の有効期間は、実験、試験又は調査の必要性及び実験、試験又は調査の計画からみてそれぞれ適当なものであること。

(6) 移動範囲は全国を最大とし、実験、試験又は調査の必要性及び実験、試験又は調査の計画からみてそれぞれ適当なものであること。

(7) 当該実験試験局の運用形態として、移動しながら運用されるものではないこと。

(8) 無線設備の工事設計の審査は、次による。

ア 設備規則第37条の27の13の条件を満足すること。

イ 無人方式の場合は、次の機能を有すること。

(ア) 当該放送事業者が開設する次の無線局（相当する実験試験局を含む。）のいずれかによってその送信が制御されること。

A 放送をする人工衛星の無線局

## 7 有線テレビジョン放送事業用

### (1) 放送中継用（固定局に限る。）

放送中継用無線局（固定局に限る。）の審査は、次の基準による。

#### ア 適用の範囲

この審査基準は、放送中継用の無線局であって、有線一般放送（放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第2条第4号に規定する有線一般放送をいい、ラジオ放送を除く。以下同じ。）の業務の円滑な遂行を図るために開設するものに適用する。

#### イ 免許の主体

免許の主体は、別表2に掲げる有線テレビジョン放送事業用の無線局を開設する者であること。

#### ウ 回線構成等

(ア) 無線回線を利用して構成される有線一般放送の放送網は、地域住民の生活圏、文化圏を考慮し、地域メディアとして必要かつ適切な範囲であること。

(イ) 固定局を開設することができるのは、次のいずれかの場合に該当するものであること。

## B 衛星補助放送を行う無線局

(イ) 遠隔操作によりその送信が制御されること。

(9) 電波の型式、周波数及び空中線電力は、次のとおりであること。

ア 別表1第9号の6の範囲内のものであること。

イ 空中線電力は、増幅器当たり20W以下であって、当該無線局の開設の目的を達成するために必要最小限のものであること。

ウ 付款として「この周波数の使用は他の無線局の運用に妨害を与えない場合に限る。」旨の条件を付して認めることとする。

(10) 送信出力（増幅器当たり）の電力スペクトルは、4(4)ケの規定を満足すること。

## 8 有線テレビジョン放送事業用

### (1) 放送中継用（固定局に限る。）

（同左）

#### ア 適用の範囲

この審査基準は、放送中継用の無線局であって、有線テレビジョン放送の業務及び有線役務利用放送の業務の円滑な遂行を図るために開設するものに適用する。

#### イ 免許の主体

免許の主体は、別表2に掲げる有線テレビジョン放送事業用の無線局を開設する者であること。

#### ウ 回線構成等

(ア) 無線回線を利用して構成される有線テレビジョン放送又は有線役務利用放送の放送網は、地域住民の生活圏、文化圏を考慮し、地域メディアとして必要かつ適切な範囲であること。

(イ) 固定局を開設することができるのは、次のいずれかの場合に該当するものであること。

A 河川又は鉄道の横断のためのケーブル敷設に係る許可が得られない場合であって、当該河川等により隔たれた有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備間を接続する場合。

B 集合住宅に設置した有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備と当該集合住宅の敷地外に設置した有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備間を接続する場合。

C 電線類地中化地域において、道路占用許可が得られていない区域によって隔てられた有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備間を接続する場合。

D 人口集中地区又は準人口集中地区以外の区域であって、地形的要因によりケーブル敷設が著しく経済合理性を欠く住宅点在地域に設置した有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備と当該住宅点在地域以外に設置した有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備間を接続する場合。

E 放送の受信点と有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備間を接続する場合。

エ～セ (略)

(2) (略)

(3) 業務連絡用

業務連絡用無線局の審査は、次の基準による。

ア 適用の範囲

この審査基準は、業務連絡用の無線局であって、有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備の保守、管理等有線一般放送の業務の円滑な遂行を図るために開設するものに適用する。

イ 免許の主体

A 河川又は鉄道の横断のためのケーブル敷設に係る許可が得られない場合であって、当該河川等により隔たれた有線テレビジョン放送施設（有線役務利用放送設備を含む。以下この(1)において同じ。）間を接続する場合。

B 集合住宅に設置した有線テレビジョン放送施設と当該集合住宅の敷地外に設置した有線テレビジョン放送施設間を接続する場合。

C 電線類地中化地域において、道路占用許可が得られていない区域によって隔てられた有線テレビジョン放送施設間を接続する場合。

D 人口集中地区又は準人口集中地区以外の区域であって、地形的要因によりケーブル敷設が著しく経済合理性を欠く住宅点在地域に設置した有線テレビジョン放送施設と当該住宅点在地域以外に設置した有線テレビジョン放送施設間を接続する場合。

E 放送の受信点と有線テレビジョン放送施設間を接続する場合。

エ～セ (同左)

(2) (同左)

(3) 業務連絡用

(同左)

ア 適用の範囲

この審査基準は、業務連絡用の無線局であって、有線テレビジョン放送施設の保守、管理等有線テレビジョン放送の業務及び有線役務利用放送の業務の円滑な遂行を図るために開設するものに適用する。

イ 免許の主体

免許の主体は、別表2に掲げる有線テレビジョン放送事業用の無線局を開設する者であること。

ウ～キ (略)

ク 基地局の無線局の設置場所及び陸上移動局の移動範囲

(ア) (略)

(イ) 陸上移動局の移動範囲は、有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備が設置されている当該市町村又は特別区及びその周辺であること。

(ウ) (略)

ケ (略)

## 8 その他

### (1) 地上基幹放送局の演奏設備

地上基幹放送局の演奏設備は、次のとおりであること。

ア 演奏設備とは、主調整装置、演奏室、調整装置等とする。

イ 主調整装置が放送対象地域外に設置される場合においては、放送対

免許の主体は、次のいずれかの者であること。

(ア) 有線テレビジョン放送法第2条第3項に規定する有線テレビジョン放送施設者

(イ) 有線テレビジョン放送法第2条第1項に規定する有線テレビジョン放送の業務を行う者であって、有線電気通信法第3条第1項及び第2項に規定する届出を行ったもの

(ウ) 1及び2に掲げる者以外の者であって、有線テレビジョン放送法第9条の規定により施設の提供を受けたもの

(エ) 1から3までに掲げる者以外の者であって、有線テレビジョン放送法第12条に規定する届出を行ったもの

(オ) 電気通信役務利用放送法第2条第3項に規定する電気通信役務利用放送事業者のうち、電気通信役務利用放送法施行規則第2条第2号に規定する有線役務利用放送の業務を行うもの

ウ～キ (同左)

ク 基地局の無線局の設置場所及び陸上移動局の移動範囲

(ア) (同左)

(イ) 陸上移動局の移動範囲は、有線テレビジョン放送施設又は有線役務利用放送設備が設置されている当該市町村又は特別区及びその周辺であること。

(ウ) (同左)

ケ (同左)

## 9 その他

### (1) 放送局の演奏設備

放送局の演奏設備は、次のとおりであること。

ア 演奏設備とは、主調整装置、演奏室、調整装置等とする。

イ 主調整装置が放送対象地域外に設置される場合においては、放送

対象地域内にある主要な演奏設備がある場所を第1演奏所とする。

(2) 中継局の演奏所設備

中継局において、親局と異なる放送番組の放送を行う場合の当該中継局の演奏所は、次のとおりであること。(別図①～⑤参照)

ア 親局の演奏設備を利用して親局と異なる放送番組(広告(CM)のみを含む。)を放送する事業計画を有するものであること。(別図③参照)

イ 親局の演奏設備から番組の供給を受けるとともに、当該中継局において親局と異なる放送番組の制作をしているものであること。(別図④参照)

[削除]

対象地域内にある主要な演奏設備がある場所を第1演奏所とする。

(2) 中継局の演奏所設備

中継局において、親局と異なる放送番組の放送を行う場合の当該中継局の演奏所は、次のとおりであること。(別図①～⑤参照)

ア 親局の演奏設備を利用して親局と異なる放送番組(広告(CM)のみを含む。)を放送する事業計画を有するものであること。(別図③参照)

イ 親局の演奏設備から番組の供給を受けるとともに、当該中継局において親局と異なる放送番組の制作をしているものであること。(別図④参照)

(3) 日本放送協会の標準テレビジョン放送局に重畳する地上系一般放送事業者所属テレビジョン文字多重放送を行う放送局の演奏所設備

日本放送協会の標準テレビジョン放送局に重畳する地上系一般放送事業者所属テレビジョン文字多重放送を行う放送局の演奏所については、次のとおり、同一内容の放送を行う地域に対して1の演奏所を有する局を定め、その他の局については演奏所を有しない中継局とする。

免許人	親局・中継局の別、局名		演奏所
日本文字放送	親局	東京	東京
	中継局	札幌、青森、盛岡、仙台、山形、福島、甲府、長野、新潟、名古屋、岐阜、静岡、津、富山、金沢、福井、大阪、大津、京都、神戸、奈良、和歌山、鳥取、松江、岡山、広島、山口、徳島、高松、松江、	なし

		高知、福岡、 佐賀、長崎、 熊本、大分、 宮崎、鹿児島 及び沖縄	
--	--	--	--

(3) 放送番組中継の受信設備受信所

放送番組の中継に使用する受信設備及び受信所は、次のとおりであること。

ア 放送波中継用及び固定回線（STL回線を除く。）による中継用の受信設備は、当該基幹放送局の受信設備であり、その受信機の設置場所が受信所であること。ただし、演奏所又は中継局において他局の放送波を受信して再放送する場合の受信設備は、当該基幹放送局の受信設備とするが、設置場所は受信所とはしない。

イ STL回線用の受信設備は、次のとおりであること。

(7) 基幹放送局の送信所に固定局がある場合は、当該固定局の受信設備であること。

(1) 基幹放送局の送信所に固定局がない場合は、当該基幹放送局の受信設備とするが、受信所とはしない。

(4) 代替送信機及び予備送信機等

基幹放送局（地上系）に設置する予備送信機及び代替送信機等は、次のとおりであること。

ア 代替送信機は、主送信機と同一の空中線電力で放送できるものであること。

イ 代替空中線は、主空中線と同等の性能を有するものであること。

ウ 予備送信機は、主送信機より低い空中線電力であり、主送信機及び代替送信機が故障等（真に電波をとめなければならない保守点検及び整備を含む。）により使用が不可能となった場合にのみ補助的に使用するものであること。

エ 予備空中線とは、主空中線より低い性能を有するものであること。

(4) 放送番組中継の受信設備受信所

放送番組の中継に使用する受信設備及び受信所は、次のとおりであること。

ア 放送波中継用及び固定回線（STL回線を除く。）による中継用の受信設備は、当該放送局の受信設備であり、その受信機の設置場所が受信所であること。ただし、演奏所又は中継局において他局の放送波を受信して再送信する場合の受信設備は、当該放送局の受信設備とするが、設置場所は受信所とはしない。

イ STL回線用の受信設備は、次のとおりであること。

(7) 放送局の送信所に固定局がある場合は、当該固定局の受信設備であること。

(1) 放送局の送信所に固定局がない場合は、当該放送局の受信設備とするが、受信所とはしない。

(5) 代替送信機及び予備送信機等

放送局（地上系）に設置する予備送信機及び代替送信機等は、次のとおりであること。

ア 代替送信機は、主空中線と同一の空中線電力で放送できるものであること。

イ 代替送信機は、主空中線と同等の性能を有するものであること。

ウ 予備送信機は、主送信機より低い空中線電力であり、主送信機及び代替送信機が故障等（真に電波をとめなければならない保守点検及び整備を含む。）により使用が不可能となった場合にのみ補助的に使用するものであること。

エ 予備空中線とは、主空中線より低い性能を有するものであること。

[削除]

別図

(6) 緊急警報放送システム

緊急警報システムは、次のとおりであること。

- ア 災害の発生の予防又は被害の軽減に資するために緊急警報信号を使用して、災害に関する放送を行うものであること。
- イ 災害対策基本法第57条の規定に基づく同法施行令第22条の規定により放送事業者と都道府県知事等との間に緊急警報信号の使用について協定が締結されているか又は締結の見込みがあること。
- ウ 緊急警報信号を前置して行う津波警報が迅速かつ正確に伝達されるよう、放送事業者は、その地域を管轄する管区気象台（沖縄は沖縄気象台）とあらかじめ協議を行っていること。
- エ 上記イ及びウの情報伝達体制及びこれに関する連絡責任者が明らかであること。
- オ 使用する地域符号は、地域共通符号並びに当該放送事業者の放送対象地域（中波についてはテレビジョン放送の放送対象地域に準ずる地域。以下同じ。）の県域符号及び広域符号とする。ただし、短波放送及び衛星を利用した放送の場合は、この限りでない。
- カ 放送事業者が当該事業者の放送対象地域以外の地域の県域符号を使用する場合は、当該放送事業者の放送対象地域以外の地域の相当部分（おおむね総世帯数の10分の1以上とする。）が当該放送事業者の放送局の放送区域内であること、又は当該放送事業者の放送について、相当数の者（おおむね5万世帯以上とする。）による日常的な視聴実態があること。

別図

